

令和 6 年度
食料・農業・農村施策

第213回国会（常会）提出

目次

令和6年度 食料・農業・農村施策

概説	1
1 施策の重点	1
2 財政措置	1
3 立法措置	1
4 税制上の措置	1
5 金融措置	2
I 食料自給率の向上等に向けた施策	2
1 食料自給率の向上等に向けた取組	2
2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策	3
II 食料安全保障の確保に関する施策	5
1 新たな価値の創出による需要の開拓	5
2 グローバルマーケットの戦略的な開拓	7
3 消費者と食・農とのつながりの深化	9
4 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	10
5 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立	11
6 円滑な食品アクセスの確保と合理的な価格の形成に向けた対応	14
7 TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応	14
III 環境と調和のとれた食料システムの確立に関する施策	14
1 みどりの食料システム戦略の推進	14
2 気候変動への対応等環境政策の推進	15
IV 農業の持続的な発展に関する施策	16
1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保	16
2 農業現場を支える多様な人材や主体の活躍	18
3 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保	18
4 農業経営の安定化に向けた取組の推進	19
5 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	19
6 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	20
7 情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進	23
V 農村の振興に関する施策	25
1 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	25
2 中山間地域等を始めとする農村に人が住み続けるための条件整備	28

3	農村を支える新たな動きや活力の創出	30
4	農村振興施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり	32
VI	東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策	32
1	東日本大震災からの復旧・復興	32
2	大規模自然災害への備え	33
3	大規模自然災害からの復旧	34
VII	団体に関する施策	34
VIII	食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策	35
IX	食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	35
1	国民視点や地域の実態に即した施策の展開	35
2	EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進	35
3	効果的かつ効率的な施策の推進体制	35
4	行政のデジタルトランスフォーメーションの推進	35
5	幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進	36
6	SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開	36
7	財政措置の効率的かつ重点的な運用	36

概説

1 施策の重点

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部で決定された「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」(令和5(2023)年6月本部決定)、「食料・農業・農村基本法の改正の方向性について」(令和5(2023)年12月本部決定)等に基づき、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」及び「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」に向けた施策を展開します。また、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表を踏まえ、施策を着実に展開します。さらに、「食料安全保障強化政策大綱」(令和5(2023)年12月改訂)に基づき、食料安全保障の強化のための対策に加え、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化についての施策を展開します。

あわせて、「食料・農業・農村基本計画」(令和2(2020)年3月閣議決定)に基づき、食料自給率の向上等に向けた施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策、食料・農業・農村に横断的に関係する施策等を総合的かつ計画的に展開します。

このほか、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP)、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP(地域的な包括的経済連携)協定の効果を最大限に活用するため、「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2(2020)年12月改訂)(以下「TPP等政策大綱」という。)に基づき、強い農林水産業の構築、経営安定・安定供給のための備え等の施策を推進します。

あわせて、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)事故からの復旧・復興に向け、関係府省庁と連携しながら取り組みます。

2 財政措置

- (1) 令和6(2024)年度農林水産関係予算額は、2兆2,686億円を計上しています。本予算においては、①食料の安定供給の確保、②農業の持続的な発展、③農村の振

興(農村の活性化)、④「みどりの食料システム戦略」(以下「みどり戦略」という。)による環境負荷低減に向けた取組強化、⑤多面的機能の発揮等に取り組みます。

- (2) 令和6(2024)年度の農林水産関連の財政投融资計画額は、7,300億円を計上しています。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫による借入れ7,235億円となっています。

3 立法措置

第213回国会に以下の法律案を提出したところです。

- ・「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」
- ・「食料供給困難事態対策法案」
- ・「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案」
- ・「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案」
- ・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案」

4 税制上の措置

以下を始めとする税制措置を講じます。

- (1) 「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」の制定を前提に、同法の生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等が、生産方式革新事業活動用資産等の取得等をして、生産方式革新事業活動の用に供した場合には、その取得価額の32%(建物等については16%)の特別償却ができる措置等を創設します。

また、同法の開発供給実施計画の認定を受けた者が、その開発供給実施計画に基づき行う登記について税率を軽減する措置を創設します。

[所得税・法人税、登録免許税]

- (2) 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号)(以下「みどりの食料システム法」という。)に基づく実施計画の認定を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却について、対象資産の確認等に係る所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。

[所得税・法人税]

(3)「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)(以下「輸出促進法」という。)に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却について、対象資産に係る所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。
[所得税・法人税]

(4) 農林漁業等に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長します。
[軽油引取税]

5 金融措置

政策と一体となった長期・低利資金等の融通による担い手の育成・確保等の観点から、農業制度金融の充実を図ります。

(1) 株式会社日本政策金融公庫の融資

ア 農業の成長産業化に向けて、民間金融機関と連携を強化し、農業者等への円滑な資金供給に取り組みます。

イ 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)については、「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号)に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられたなどの認定農業者を対象に貸付当初5年間実質無利子化する措置を講じます。

(2) 民間金融機関の融資

ア 民間金融機関の更なる農業融資拡大に向けて株式会社日本政策金融公庫との業務連携・協調融資等の取組を強化します。

イ 認定農業者が借り入れる農業近代化資金については、貸付利率をスーパーL資金の水準と同一にする金利負担軽減措置を実施します。また、TPP協定等による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大等に取り組む農業者が借り入れる農業近代化資金については、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられたなどの認定農業者を対象に貸付当初5年間実質無利子化するなどの措置を講じます。

ウ 農業経営改善促進資金(スーパーS資金)を低利で融通できるよう、都道府県農業信用基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

(3) 農業法人への出資

「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関す

る特別措置法」(平成14年法律第52号)(以下「投資円滑化法」という。)に基づき、農業法人に対する投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合の出資原資を株式会社日本政策金融公庫から出資します。

(4) 農業信用保証保険

農業信用保証保険制度に基づき、都道府県農業信用基金協会による債務保証や当該保証に対し独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険により補完等を行います。

(5) 被災農業者等支援対策

ア 甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等が借り入れる災害関連資金について、貸付当初5年間実質無利子化する措置を講じます。

イ 甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営の再建に必要な農業近代化資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除するために必要な補助金を交付します。

I 食料自給率の向上等に向けた施策

1 食料自給率の向上等に向けた取組

食料自給率の向上等に向けて、以下の取組を重点的に推進します。

(1) 食料消費

ア 消費者と食と農とのつながりの深化

食育や国産農産物の消費拡大、地産地消、和食文化の保護・継承、食品ロス削減を始めたとする環境問題への対応等の施策を個々の国民が日常生活で取り組みやすいよう配慮しながら推進します。また、農業体験、農泊等の取組を通じ、国民が農業・農村を知り、触れる機会を拡大します。

イ 国産農産物の消費拡大の促進

国産農産物の消費拡大の取組を促進します。

ウ 食品産業との連携

食の外部位・簡便化の進展に合わせ、外食・中食における国産農産物の需要拡大を図ります。

平成25(2013)年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化については、食育・価値共有、食による地域振興等の多様な価値の創造等を進めるとともに、その国内外への情報発信を強化します。

フードサプライチェーンにおける様々な共通課題の解決のため、官民が連携して課題とその解決策を検討するとともに、幅広い関係者が課題解決策の知見を共有するため、フードサプライチェーン官民連携プラットフォームにおいて、セミナーや意見交換会を開催します。

(2) 農業生産

ア 国内外の需要の変化に対応した生産・供給

(ア) 優良品種の開発等による高付加価値化や生産コストの削減を進めるほか、更なる輸出拡大を図るため、諸外国・地域の規制やニーズにも対応できる輸出産地づくりを進めます。

(イ) 国や地方公共団体、農業団体等の後押しを通じて、生産者と消費者や事業者との交流、連携、協働等の機会を創出します。

イ 国内農業の生産基盤の強化

(ア) 持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化の加速化、経営発展の後押しや円滑な経営継承を進めます。

(イ) 農業生産基盤の整備、スマート農業の社会実装の加速化による生産性の向上、品目ごとの課題の克服、生産・流通体制の改革等を進めます。

(ウ) 中山間地域等で耕作放棄が危惧される農地も含め、地域で徹底した話し合いを行った上で、放牧等の少子高齢化・人口減少に対応した多様な農地利用方策も含め、農地の有効活用や適切な維持管理を進めます。

2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策

(1) 米

ア 需要に応じた米の生産・販売の推進

(ア) 産地・生産者と実需者等が結び付いた播種前契約や複数年契約の拡大による安定取引に向けた支援、水田活用の直接支払交付金等による作付転換への支援、都道府県産別、品種別等のきめ細かな需給・価格情報、販売進捗情報、在庫情報の提供、都道府県別・地域別の作付動向(中間的な取組状況)の公表等により需要に応じた生産・販売を推進します。

(イ) 国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が主体的に需要に応じた生産・販売を行うため、行政、生産者団体、現場が一体と

なって取り組みます。

(ウ) 米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯^{まぐは}圃の解消や作付けの団地化、直播^{ちよくはん}等の省力栽培技術やスマート農業技術等の導入・シェアリングの促進、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進します。

イ コメ・コメ加工品の輸出拡大

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和5(2023)年12月改訂)(以下「輸出拡大実行戦略」という。)で掲げた輸出額目標の達成に向けて、輸出ターゲット国・地域である香港、米国、中国、シンガポール、台湾を中心とする輸出拡大が見込まれる国・地域での海外需要開拓・プロモーションや海外規制に対応する取組に対して支援するとともに、大ロットで輸出用米の生産・供給に取り組む産地の育成等の取組を推進します。

(2) 麦

ア 経営所得安定対策や強い農業づくり総合支援交付金等による支援を行うとともに、作付けの団地化の推進や営農技術の導入を通じた生産性向上や増産等を推進します。

イ 実需者ニーズに対応した新品種や栽培技術の導入により、実需者の求める量・品質・価格の安定を支援し、国産麦の需要拡大を推進します。

ウ 更なる国内産麦の利用拡大に向けた新商品開発を支援するとともに、実需の求める品質・量の供給に向けた生産体制の整備を推進します。

(3) 大豆

ア 経営所得安定対策や強い農業づくり総合支援交付金等による支援を行うとともに、作付けの団地化の推進や営農技術の導入を通じた生産性向上や増産等を推進します。

イ 実需者ニーズに対応した新品種や栽培技術の導入により、実需者の求める量・品質・価格の安定を支援し、国産大豆の需要拡大を推進します。

ウ 播種前入札取引の適切な運用等により、国産大豆の安定取引を推進します。

エ 更なる国産大豆の利用拡大に向けた新商品開発を支援するとともに、実需の求める品質・量の供給に向けた生産体制の整備を推進します。

(4) かんしょ・ばれいしょ

ア かんしょについては、共同利用施設の整備や省力

化のための機械化体系の確立等への取組を支援します。特にでん粉原料用かんしょについては、多収新品種への転換や生分解性マルチの導入、作業受委託体制の構築等の取組を支援します。また、サツマイモ^{もとぐされびょう}基腐病については、土壌消毒、健全な苗の調達等を支援するとともに、研究事業で得られた成果を踏まえつつ、防除技術の確立・普及に向けた取組を推進します。さらに、輸出の拡大を目指し、安定的な出荷に向けた施設の整備等を支援します。

イ ばれいしょについては、生産コストの低減、品質の向上、労働力の軽減、ジャガイモシストセンチュウやジャガイモシロシストセンチュウの発生・まん延の防止を図るための共同利用施設の整備等を推進します。また、収穫作業の省力化のための倉庫前集中選別への移行やコントラクター等の育成による作業の外部化への取組を支援します。さらに、ジャガイモシストセンチュウやジャガイモシロシストセンチュウの抵抗性品種への転換を促進します。

ウ 種子用ばれいしょ生産については、^{りびょう}罹病率の低減や作付面積増加のための取組を支援するとともに、原原種生産・配布において、配布品種数の削減による効率的な生産を推進することにより、種子用ばれいしょの品質向上と安定供給体制の構築を図ります。

エ いもでん粉の高品質化に向けた品質管理の高度化等を支援します。

オ 糖価調整制度に基づく交付金により、国内産いもでん粉の安定供給を推進します。

(5) 野菜

ア データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る「データ駆動型農業」の実践に向けた、産地としての取組体制の構築やデータ収集・分析機器の活用等を支援するとともに、より高度な生産が可能となる低コスト耐候性ハウスや高度環境制御栽培施設等の導入を支援します。

イ 実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援します。

ウ 加工・業務用野菜について、国産シェアを奪還するため、産地、流通、実需等が一体となったサプライチェーンの^{きょうじん}強靱化を図るための対策を総合的に支援します。

エ 加工・業務用等の新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工施設等の整備や拠点事業者と連携した産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。

(6) 果樹

ア 省力樹形や優良品目・品種への改植・新植やそれに伴う未収益期間における幼木の管理経費を支援します。

イ 担い手の就農・定着のための産地の取組と併せて行う、小規模園地整備や部分改植等の産地の新規参入者受入体制の整備を一体的に支援します。

ウ スマート農業技術導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等により、作業合理化、省力栽培技術・品種の導入、人材確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する都道府県等コンソーシアムの実証等の取組を支援します。

エ 省力樹形用苗木や国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援します。

(7) 甘味資源作物

ア てんさいについては、直播栽培の拡大や肥料投入量の低減、気候変動に対応する栽培技術の確立等を通じ、生産コストの低減や安定生産を推進します。

イ さとうきびについては、自然災害からの回復に向けた取組を支援するとともに、地域ごとの「さとうきび増産計画」に定められた、地力の増進や新品種の導入、機械化一貫体系を前提とした担い手・作業受託組織の育成・強化等の取組を推進します。また、分蜜糖工場における労働力不足への対応に向けて、工場診断や人員配置の改善の検討、施設整備等の労働効率を高める取組を支援します。

ウ 糖価調整制度に基づく交付金により、国内産糖の安定供給を推進します。

(8) 茶

改植等による優良品種等への転換や茶園の若返り、輸出向け栽培体系や有機栽培への転換、てん茶等の栽培に適した棚施設を利用した栽培法への転換や直接被覆栽培への転換、担い手への集積等に伴う茶園整理、荒茶加工施設の整備を推進します。また、海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産・加工技術の導入、スマート農業技術の実証、茶生産において使用される主要な農業について

輸出先国・地域に対し我が国と同等の残留農薬基準を新たに設定するための申請に向けた取組を後押しします。

(9) 畜産物

肉用牛については、優良な繁殖雌牛への更新、繁殖性の向上による分べん間隔の短縮等の取組等を推進します。酪農については、長命連産性能力の高い乳用牛への牛群の転換、経営安定、高品質な生乳の生産等を通じ、多様な消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の供給等を推進します。

また、温室効果ガス(GHG)排出削減の取組、労働力負担軽減・省力化に資するロボット、AI、IoT等の先端技術の普及・定着、外部支援組織等との連携強化等を図ります。

さらに、子牛や国産畜産物の生産・流通の円滑化に向けた家畜市場や食肉処理施設、生乳処理・貯蔵施設の再編等の取組を推進します。

(10) 飼料作物等

国産飼料の生産・利用拡大のため、耕畜連携、飼料生産組織の運営強化、国産濃厚飼料の生産技術実証・普及、広域流通体制の構築、飼料の増産に必要な施設整備、草地整備等を推進するとともに、飼料作物を含めた地域計画の策定を促進します。

(11) そば

ア 経営所得安定対策や強い農業づくり総合支援交付金等による支援を行うとともに、湿害対策技術の導入等を通じた安定生産を推進します。

イ 複数年の契約取引の拡大、産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大の取組等を支援し、高品質なそばの安定供給等を推進します。

ウ 国産そばを取り扱う製粉業者と農業者の連携を推進します。

(12) なたね

経営所得安定対策や強い農業づくり総合支援交付金等による支援を行うとともに、なたねのダブルロー品種の普及を推進します。

支援します。また、パンフレットや映像等の教育ツールを用いてスマイルケア食の普及を図ります。

イ 健康に資する食生活のビッグデータ収集・活用のための基盤整備を推進します。また、農産物等の免疫機能等への効果に関する科学的エビデンス取得や食生活の適正化に資する研究開発を推進します。

ウ 実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、ニーズに対応した新品種の開発等の取組を推進します。また、従来の育種では困難だった収量性や品質等の形質の改良等を短期間・低コストで実現する「スマート育種基盤」の構築を推進します。

エ 国立研究開発法人、公設試験場、大学等が連携し、輸出先国・地域の規制等にも対応し得る防除等の栽培技術等の開発・実証を推進するとともに、輸出促進に資する品種開発を推進します。

オ 日本版SBIR制度を活用し、農林水産・食品分野において、農業支援サービス事業体の創出やフードテック等の新たな技術の事業化を目指すスタートアップ・中小企業が行う研究開発・大規模技術実証等を切れ目なく支援します。

カ フードテック官民協議会での議論等を通じて、課題解決や新市場創出に向けた取組を推進するとともに、フードテック等を活用したビジネスモデルを実証する取組を支援します。

キ 投資円滑化法に基づき、スマート農業技術やフードテックのスタートアップ等への資金供給を後押しします。

(2) 需要に応じた新たなバリューチェーンの創出

都道府県又は市町村段階に、行政、農林漁業者、商工業者、金融機関等の関係機関で構成される「農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会」を設置し、農山漁村発イノベーション等の取組に関する戦略を策定する取組を支援します。

また、農山漁村発イノベーション等に取り組む農林漁業者、他分野の事業体等の多様な主体に対するサポート体制を整備するとともに、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発や加工・販売施設等の整備を支援します。

(3) 食品産業の競争力の強化

ア 食品流通の合理化等

(ア) 「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関

II 食料安全保障の確保に関する施策

1 新たな価値の創出による需要の開拓

(1) 新たな市場創出に向けた取組

ア 地場産農林水産物等を活用した介護食品の開発を

する法律」(平成3年法律第59号)に基づき、食品等流通合理化計画の認定を行うこと等により、食品等の流通の合理化を図る取組を支援します。特にトラックドライバーを始めとする食品流通に係る人手不足等の問題に対応するため、農林水産物・食品の物流標準化やサプライチェーン全体での合理化を推進します。また、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において策定された「物流革新に向けた政策パッケージ」を踏まえ、関係団体・事業者が物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」に基づく取組を早急に進めるよう促すとともに、中継共同物流拠点の整備、標準仕様のパレットの導入、トラック予約システムの導入等を推進するほか、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」により、全国各地・各品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図ります。

また、「卸売市場法」(昭和46年法律第35号)に基づき、中央卸売市場の認定を行うとともに、施設整備に対する助成や卸売市場に対する指導監督を行います。

さらに、食品等の取引の適正化のため、取引状況に関する調査を行い、その結果に応じて関係事業者に対する指導・助言を実施します。

(イ)「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」の関係事業者への普及・啓発を実施します。

(ウ)「商品先物取引法」(昭和25年法律第239号)に基づき、商品先物市場の監視・監督を行うとともに、同法を迅速かつ適正に執行します。

イ 労働力不足への対応

食品製造等の現場におけるロボット、AI、IoT等の先端技術の実証・改良に加え、管理部門や製造工程等の合理化を推進し、食品産業全体の生産性向上に向けた取組を支援します。

また、食品産業の現場で特定技能制度による外国人材を円滑に受け入れるため、試験の実施や外国人が働きやすい環境の整備に取り組むなど、食品産業特定技能協議会等を活用し、地域の労働力不足克服に向けた有用な情報等を発信します。

ウ 規格・認証の活用

製品の品質や特色、事業者の技術や取組について、

訴求力の高いJASの制定・活用等を進めるとともに、JASの国内外への普及、JASと調和のとれた国際規格の制定等を推進します。

また、輸出促進に資するよう、GFSI(世界食品安全イニシアティブ)の承認を受けたJFS規格(日本発の食品安全マネジメント規格)の国内外での普及を推進します。

(4) 食品ロス等を始めとする環境問題への対応

ア 食品ロスの削減

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に則して、事業系食品ロスを平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに半減させる目標の達成に向けて、事業者、消費者、地方公共団体等と連携した取組を進めます。

個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向けたフードチェーン全体の取組を含め、民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る新規課題等の解決に必要な経費を支援します。また、フードバンクの活動強化に向けた食品供給元の確保等の課題解決に資する専門家派遣を行います。さらに、消費者が商品を購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を始め、食品関連事業者と連携した消費者への働き掛けを推進します。

イ 食品産業分野におけるプラスチックごみ問題への対応

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)に基づく再商品化義務の履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組として、食品関連事業者への点検指導や食品小売事業者からの定期報告提出の促進に取り組みます。

また、「プラスチック資源循環戦略」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)等に基づき、食品産業におけるプラスチック資源循環の取組を推進します。

ウ 気候変動リスクへの対応

(ア) 食品産業の持続可能な発展に寄与する地球温暖化防止・省エネルギー対策等の優れた取組を表彰するとともに、低炭素社会実行計画の進捗状況の点検等を実施します。

- (イ) 食品産業の持続性向上に向けて、環境や人権に配慮した原材料調達等を支援します。

2 グローバルマーケットの戦略的な開拓

(1) 農林水産物・食品の輸出促進

農林水産物・食品の輸出額を令和7(2025)年までに2兆円、令和12(2030)年までに5兆円とする目標の達成に向けて、輸出拡大実行戦略に基づき、マーケットインの体制整備を行います。輸出重点品目について、輸出産地の育成・展開、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体(以下「認定品目団体」という。)の組織化等を支援します。さらに、以下の取組を行います。

ア 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

- (ア) 輸出促進法に基づき、農林水産省に設置している「農林水産物・食品輸出本部」の下で、輸出阻害要因に対応して輸出拡大を図る体制を強化し、同本部で作成した実行計画に従い、放射性物質に関する輸入規制の撤廃、動植物検疫協議を始めとした食品安全等の規制等に対する輸出先国・地域との協議の加速化、輸出先国・地域の基準や検疫措置の策定プロセスへの戦略的な対応、輸出向けの施設整備と登録認定機関制度を活用した施設認定の迅速化、輸出手続の迅速化、意欲ある輸出事業者の支援、輸出証明書の申請・発行の一元化、輸出相談窓口の利便性向上、輸出先国・地域の衛生基準や残留農薬基準への対応強化といった貿易交渉による関税撤廃・削減を速やかに輸出拡大につなげるための環境整備を進めます。
- (イ) 東電福島第一原発事故を受けて、未だ日本産食品に対する輸入規制が行われていることから、関係省庁が協力し、あらゆる機会を捉えて輸入規制の早期撤廃に向けた働き掛けを実施します。
- (ウ) 日本産農林水産物・食品等の安全性や魅力に関する情報を諸外国・地域に発信するほか、海外におけるプロモーション活動の実施により、日本産農林水産物・食品等の輸出回復に取り組みます。
- (エ) 我が国の実情に沿った国際基準の速やかな策定、策定された国際基準の輸出先国・地域での適切な実施を促進するため、国際機関の活動支援やアジア・太平洋地域の専門家の人材育成等を行います。
- (オ) 輸出先国・地域が求める衛生基準に対応した

HACCP、輸出先の事業者等から求められる食品安全マネジメント規格、GAP(農業生産工程管理)等の認証の新規取得を促進します。また、国際的な取引にも通用する、コーデックス委員会が定めるHACCPをベースとしたJFS規格の国際標準化に向けた取組を支援します。さらに、JFS規格やASIAGAPの国内外への普及に向けた取組を推進します。

- (カ) 産地が抱える課題に応じた専門家を産地に派遣し、輸出先国・地域の植物検疫条件や残留農薬基準を満たす栽培方法、選果等の技術的指導を行うなど、輸出に取り組もうとする産地を支援します。
- (キ) 輸出先国・地域の規制等に対応したHACCP等の基準等を満たすため、食品製造事業者等の施設の改修・新設や機器の整備に対して支援します。
- (ク) 複数の食品製造事業者等が連携して輸出に取り組む加工食品について、PRやテストマーケティング、輸出先国・地域の規制等に対応した商品開発に必要な機械導入等により輸出拡大を図ります。
- (ケ) 植物検疫上、輸出先国・地域が要求する種苗等に対する検査手法の開発・改善、輸出先国・地域が侵入を警戒する病害虫に対する国内における発生実態の調査を進めるとともに、産地等のニーズに対応した新たな検疫措置の確立等に向けた科学的データを収集、蓄積する取組を推進します。
- (コ) 輸出先国・地域の検疫条件に則した防除体系、栽培方法、選果等の技術を確立するためのサポート体制を整備するとともに、卸売市場や集荷地等での輸出検査を行うことにより、産地等の輸出への取組を支援します。
- (サ) 投資円滑化法に基づき、輸出に取り組む事業者等への資金供給を後押しします。
- (シ) 輸出先国・地域の規制に対応した食品添加物の代替利用を促進するため、課題となっている複数の食品添加物の早見表を作成します。
- (ス) 食料供給のグローバル化に対応し、我が国の農林水産物・加工食品の輸出促進と、国内で販売される輸入食品も含めた食料消費の合理的な選択の双方に資するため、食品表示制度について、国際基準(コーデックス規格)との整合性の観点も踏まえた見直しの検討に向け、食品表示懇談会の分科会を立ち上げ、具体的な議論を進めます。

イ 海外への商流構築、プロモーションの促進

(ア) GFP等を通じた輸出促進

- a 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)のコミュニティを通じ、農林水産省が中心となり輸出の可能性を診断する輸出診断やフォローアップ等の伴走支援、人材育成機関と連携した輸出人材の育成、人材マッチングによるニーズに合った輸出人材の確保等を進めます。
- b 海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた大規模輸出産地のモデル形成等を支援するとともに、海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を、求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定・公表します。
- c 日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)による認定品目団体等と連携したプロモーション、複数品目を組み合わせた品目横断的な取組、食文化の発信体制の強化等を含めた戦略的プロモーションを支援します。
- d 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)による国内外の商談会の開催、海外見本市への出展、サンプル展示ショールームの設置、セミナーの開催、オンラインを含めた専門家による相談対応等を支援します。
- e 新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される新規性や先進性を重視した分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大を支援します。
- f 認定品目団体等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

(イ) 日本食・食文化の魅力の発信

- a 海外に活動拠点を置く日本料理関係者等の「日本食普及の親善大使」への任命、海外における日本料理の調理技能の認定を推進するための取組、外国人料理人等に対する日本料理講習会・日本料理コンテストの開催等への支援を通じ、日本食・食文化の普及活動を担う人材の育成を推進します。また、海外の日本食・食文化の発信拠点である「日本産食材サポーター店」の認定を推進するための取組への支援、認定飲食店・小売店と連携した海外向けプロモーションへの支援を通じ、日本食・食文化の魅力を発信します。

- b 農泊と連携しながら、地域の「食」や農林水産業、景観等の観光資源を活用して訪日外国人旅行者をもてなすための地域の取組を「SAVOR JAPAN[※]」として認定し、一体的に海外に発信します。

ウ 食産業の海外展開の促進

(ア) 海外展開による事業基盤の強化

- a 海外展開における阻害要因の解決を図るとともに、グローバル人材の確保、我が国の規格・認証の普及・浸透に向け、食関連企業やASEAN(東南アジア諸国連合)各国の大学と連携し、食品加工・流通、食品安全マネジメント、分析等に関する教育を行う取組等を推進します。
- b JETROにおいて、輸出先国・地域における商品トレンドや消費動向等を踏まえた現場目線の情報提供、事業者との相談対応等のサポートを行うとともに、現地バイヤーの発掘や事業者とのマッチング支援等に取り組みます。

(イ) 生産者等の所得向上につながる海外需要の獲得

食産業の戦略的な海外展開を通じて広く海外需要を獲得し、国内の生産者・事業者の販路や収益の拡大を図るため、輸出拡大実行戦略に基づき、農林水産物・食品の輸出に係るサプライチェーンの各段階におけるコスト・利益構造の分析、海外現地における投資案件の形成への支援等を行います。

(2) 知的財産等の保護・活用

- ア その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する地理的表示(GI)保護制度について、農林水産物・食品の輸出拡大や所得・地域の活力の向上に更に貢献できるよう、制度の周知と円滑な運用を図り、GI登録を推進します。また、市場におけるGI産品の露出拡大につなげる情報発信等を支援するとともに、外食、食品産業、観光等の他業種と連携した付加価値向上と販路拡大の取組を推進します。

イ GIの保護に向け、厳正な取締りを行います。

- ウ 国際協定による諸外国・地域とのGIの相互保護を推進するとともに、相互保護を受けた海外での執行の確保を図ります。また、海外における我が国のGIの不正使用状況調査の実施、生産者団体によるGIに対する侵害対策等の支援により、海外における知的

財産侵害対策の強化を図ります。

エ 農業・食品産業関係者の知的財産に関する意識向上、農業分野の知的財産専門人材の育成・確保に向け、セミナー等を実施するとともに、農林水産省と特許庁が協力しながら、知的財産の保護・活用の普及・啓発等に取り組みます。

オ 新品種の適切な管理による我が国の優良な植物品種の流出防止を始め、育成者権の保護・活用を図ります。あわせて、植物新品種の育成者権者に代わって、海外への品種登録や戦略的なライセンスにより品種保護をより実効的に行うとともに、ライセンス収入を品種開発投資に還元するサイクルを実現するため、育成者権管理機関の取組を推進します。また、ECサイトにおける登録品種の個人間取引の増大を始め、昨今の取引実態の変化に対応し得る管理モデルの構築に向け、国内ライセンス指針を策定するとともに、品種保護に必要となるDNA品種識別法の開発等の技術課題の解決、東アジアにおける品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進します。

カ 「家畜改良増殖法」(昭和25年法律第209号)及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」(令和2年法律第22号)に基づき、家畜遺伝資源の適正な流通管理の徹底や知的財産としての価値の保護を推進するため、法令遵守の徹底を図るほか、全国の家畜人工授精所への立入検査を実施するとともに、家畜遺伝資源の利用者の範囲等について制限を付す売買契約の普及や家畜人工授精用精液等の流通を全国的に管理するシステムの運用・機能強化等を推進します。

キ 「農林水産省知的財産戦略2025」に基づき、農林水産・食品分野における知的財産の戦略的な保護と活用に向け、総合的な知的財産マネジメントを推進するなど、施策を一体的に進めます。

3 消費者と食・農とのつながりの深化

(1) 食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大

ア 国民運動としての食育の推進

(ア) 「第4次食育推進基本計画」等に基づき、関係府省庁が連携しつつ、様々な分野において国民運動として食育を推進します。

(イ) 子供の基本的な生活習慣を育成するための「早

寝早起き朝ごはん」国民運動を推進します。

(ウ) 食育活動表彰を実施し受賞者を決定するとともに、新たな取組の募集を行います。

イ 地域における食育の推進

郷土料理を始めとした地域の食文化の継承や農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、共食機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成といった地域で取り組む食育活動を支援します。

ウ 学校における食育の推進

家庭や地域との連携を図るとともに、学校給食を活用しつつ、学校における食育の推進を図ります。

エ 国産農産物の消費拡大の促進

(ア) 食品関連事業者と生産者団体、国が一体となって食品関連事業者等における国産農産物の利用促進の取組等を後押しするなど、国産農産物の消費拡大に向けた取組を実施します。

(イ) 消費者と生産者の結び付きを強化し、我が国の「食」と「農林漁業」についての魅力や価値を国内外にアピールする取組を支援します。

(ウ) 地域の生産者等と協働し、日本産食材の利用拡大や日本食文化の海外への普及等に貢献した料理人を顕彰する制度である「料理マスターズ」を実施します。

(エ) 生産者と実需者のマッチング支援を通じて、外食・中食向けの米の安定取引の推進を図ります。また、米飯学校給食の推進・定着に加え、業界による主体的取組を応援する運動「やっぱりごはんでしょ!」の実施等のSNSを活用した取組、米と健康に着目した情報発信等により、米消費拡大の取組の充実を図ります。

(オ) 砂糖に関する正しい知識の普及・啓発に加え、砂糖の需要拡大に資する業界による主体的取組を応援する運動「ありが糖運動」の充実を図ります。

(カ) 地産地消の中核的施設である農産物直売所の運営体制強化のための検討会の開催、観光需要向けの商品開発や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援するとともに、施設給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制の構築に向けた取組やメニュー開発等の取組を支援します。

(2) 和食文化の保護・継承

地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承して

いくため、各地域が選定した伝統的な食品の調査・データベース化や普及等を行います。また、子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成するとともに、子供たちを対象とした和食文化普及のための取組を通じて和食文化の次世代への継承を図ります。さらに、官民協働の「Let's! 和ごはんプロジェクト」の取組を推進するとともに、文化庁における食の文化的価値の可視化の取組と連携し、和食が持つ文化的価値の発信を進めます。くわえて、外食・中食事業者におけるブランド野菜・畜産物等の地場産食材の活用促進を図ります。

(3) 消費者と生産者の関係強化

消費者・食品関連事業者・生産者団体を含めた官民協働による、食と農とのつながりの深化に着目した国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」として、地域の農業・農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベントを始め、消費者と生産者の関係強化に資する取組を実施します。

4 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

(1) 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

科学的知見に基づき、国際的な枠組みによるリスク評価、リスク管理やリスクコミュニケーションを実施します。

- (ア) 食品安全に関するリスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、農畜水産物や加工食品、飼料中の有害化学物質・有害微生物の調査や安全性向上対策の策定に向けた試験研究を実施します。
- (イ) 試験研究や調査結果の科学的解析に基づき、施策・措置を企画・立案し、生産者・食品事業者に普及するとともに、その効果を検証し、必要に応じて見直します。
- (ウ) 情報の受け手を意識して、食品安全に関する施策の情報を発信します。
- (エ) 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入時に残留基準を設定した農薬等や新たに登録等の申請があった農薬等について、農薬

等を適正に使用した場合の作物残留試験結果や食品健康影響評価結果等を踏まえた残留基準の設定や見直しを推進します。

- (オ) 食品の安全性等に関する国際基準の策定作業への積極的な参画、国内における情報提供や意見交換を実施します。
- (カ) 関係府省庁の消費者安全情報総括官等による情報の集約・共有を図るとともに、食品安全に関する緊急事態等における対応体制を点検・強化します。
- (キ) 食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど、食品関係事業者のコンプライアンス確立のための各種取組を促進します。

ア 生産段階における取組

生産資材(肥料、飼料・飼料添加物、農薬及び動物用医薬品)の適正使用を推進するとともに、科学的知見に基づく生産資材の使用基準、有害物質等の基準値の設定・見直し、薬剤耐性菌のモニタリングに基づくリスク低減措置等を行い、安全な農畜水産物の安定供給を確保します。

- (ア) 肥料については、国内資源を活用した肥料の利用拡大に向け、令和5(2023)年度に創設した「菌体りん酸肥料」の周知を進めます。
- (イ) 農薬については、「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬の使用者や蜜蜂への影響等の安全性に関する審査を行うとともに、全ての農薬について順次、最新の科学的知見に基づく再評価を進めます。
- (ウ) 飼料・飼料添加物については、家畜の健康影響や畜産物を摂取した人の健康影響のリスクが高い有害化学物質等の汚染実態データ等を優先的に収集し、有害化学物質等の基準値の設定・見直し等を行い、飼料の安全確保を図ります。飼料関係事業者における飼料のGMP(適正製造規範)の導入推進や技術的支援により、より効果的・効率的に飼料の安全確保を図ります。
- (エ) 動物用医薬品については、モニタリング結果を関係者に共有の上、意見交換を行うほか、治療に抗菌薬を多用する疾病の制御や予防法の技術伝達といった畜種別の課題に応じた薬剤耐性対策を検討します。さらに、動物用抗菌剤の農場単位での使用実態を把握できる仕組みの検討を進めます。

イ 製造段階における取組

- (ア) HACCPに沿った衛生管理を行う事業者が輸出に取り組むことができるよう、HACCPの導入に必要な一般衛生管理の徹底、輸出先国・地域ごとに求められる食品安全管理に係る個別条件への理解促進、HACCPに係る民間認証の取得等のための研修会の開催等の支援を実施します。
- (イ) 食品等事業者に対する監視指導や事業者自らが実施する衛生管理を推進します。
- (ウ) 食品衛生監視員の資質向上や検査施設の充実等を推進します。
- (エ) 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物について、安全性の検討を推進します。
- (オ) いわゆる「健康食品」について、事業者の安全性の確保の取組を推進します。
- (カ) SRM(特定危険部位)の除去・焼却、BSE(牛海綿状脳症)検査の実施等により、食肉の安全を確保します。

ウ 輸入に関する取組

輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施、情報等を入手するための関係府省の連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図ります。

(2) 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

ア 食品表示の適正化等

- (ア) 「食品表示法」(平成25年法律第70号)を始めとする関係法令等に基づき、関係府省が連携した監視体制の下、適切な表示を推進します。また、外食・中食における原料原産地表示については、「外食・中食における原料原産地情報提供ガイドライン」に基づく表示の普及を図ります。
- (イ) 輸入品以外の全ての加工食品に対して義務付けられた原料原産地表示制度については、引き続き消費者への普及・啓発を行い、理解促進を図ります。
- (ウ) 米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成21年法律第26号)(以下「米トレーサビリティ法」という。)により産地情報伝達の徹底を図ります。
- (エ) 栄養成分表示について、消費者への普及・啓発を行い、健康づくりに役立つ情報源としての理解促

進を図ります。

- (オ) 保健機能食品(特定保健用食品、栄養機能食品及び機能性表示食品)の制度について、消費者への普及・啓発を行い、理解促進を図ります。

イ 食品トレーサビリティの普及啓発

- (ア) 食品のトレーサビリティに関し、事業者が自主的に取り組む際のポイントを解説するテキスト等を活用して普及・啓発に取り組みます。
- (イ) 米穀等については、米トレーサビリティ法に基づき、制度の適正な運用に努めます。
- (ウ) 国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)による制度の適正な実施が確保されるよう、DNA分析技術を活用した監視等を実施します。

ウ 消費者への情報提供等

- (ア) フードチェーンの各段階で事業者間のコミュニケーションを円滑に行い、食品関係事業者の取組を消費者まで伝えていくためのツールの普及等を進めます。
- (イ) 「消費者の部屋」等において、消費者からの相談を受け付けるとともに、展示等を開催し、農林水産行政や食生活に関する情報を幅広く提供します。

5 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立

(1) 食料の安定供給の確保に向けた構造転換

食料安全保障強化政策大綱に基づき、海外依存の高い品目の生産拡大の推進や安定的な輸入の確保のため、以下の取組を推進します。

- ・水田での麦・大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化、畑地化による高収益作物、麦・大豆、飼料作物等の導入・定着や地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、新市場開拓に向けた米等の低コスト生産の取組を支援します。
- ・高収益作物の導入・定着を図るため、国、地方公共団体等が連携し、水田での高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路の確保等を一体的に推進します。
- ・麦・大豆の国産シェアを拡大するため、作付けの団地化、ブロックローテーション、機械・技術の

導入による畑地化・汎用化の推進、ストックセンターの整備や民間主体の一定期間の保管による供給量の安定化、商品開発等による需要拡大に向けた取組を支援します。

- ・加工・業務用野菜等の国産シェアを拡大するため、契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築や作柄安定技術の導入、サプライチェーンの強靱化に向けた農業機械・技術等の導入、野菜加工施設の整備等を支援します。
- ・耕畜連携、飼料生産組織の運営強化、国産濃厚飼料の生産技術実証・普及、広域流通体制の構築、飼料の増産に必要な施設整備、草地整備等を支援するとともに、飼料作物を含めた地域計画の策定を促進し、飼料生産に立脚した畜産経営の推進を図ります。
- ・野菜種子について、より盤石な安定供給体制を構築するため、国内外の採種地開拓や国内における効率的な採種技術の開発・実証等を支援します。

(2) 不測時に備えた平素からの取組

大規模災害等に備えた家庭備蓄の普及のため、家庭での実践方法をまとめたガイドブックやWebサイト等での情報発信を行います。

(3) 国際的な食料需給の把握、分析

国内外において収集した国際的な食料需給に係る情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析、中長期の需給見通しを策定し、これらを国民に分かりやすく発信します。

また、衛星データを活用し、食料輸出国や途上国等における気象や主要農作物の作柄のデータの提供を行います。

(4) 輸入穀物等の安定的な確保

ア 輸入穀物の安定供給の確保

(ア) 麦の輸入先国との緊密な情報交換等を通じ、安定的な輸入を確保します。

(イ) 政府が輸入する米麦について、残留農薬等の検査を実施します。

(ウ) 輸入依存度の高い小麦について、港湾ストライキ等により輸入が途絶した場合に備え、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成します。

(エ) 輸入依存度の高い飼料穀物について、不測の事態における海外からの一時的な輸入の停滞、国内

の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激な逼迫等に備え、配合飼料メーカー等が事業継続計画(BCP)に基づいて実施する飼料穀物の備蓄、不測の事態により配合飼料の供給が困難となった地域への配合飼料の緊急運搬、関係者の連携体制の強化の取組に対して支援します。

イ 港湾の機能強化

(ア) ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を実現するため、大型船に対応した港湾機能の拠点の確保や企業間連携の促進等による効率的な海上輸送網の形成に向けた取組を推進します。

(イ) 国際海上コンテナターミナルや国際物流ターミナルの整備といった港湾の機能強化を推進します。

ウ 遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化

国内外の遺伝資源を収集・保存するとともに、有用特性等のデータベース化に加え、幅広い遺伝変異をカバーした代表的品種群(コアコレクション)の整備を進めることで、植物・微生物・動物遺伝資源の更なる充実と利用者への提供を促進します。

特に海外植物遺伝資源については、二国間共同研究等を推進し、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGR)」を踏まえた相互利用を進めることにより、アクセス環境を整備します。また、国内植物遺伝資源については、公的研究機関等が管理する国内在来品種を含む我が国の遺伝資源をワンストップで検索できる統合データベースの整備を進めるなど、オールジャパンで多様な遺伝資源を収集・保存・提供する体制の強化を推進します。

エ 肥料の供給の安定化

(ア) 肥料原料の海外からの安定調達を進めつつ、土壌診断による適正な肥料の施用、堆肥や下水汚泥資源等の利用拡大を推進し、過度に輸入に依存する構造から転換を進めます。

また、肥料原料の備蓄やそれに必要な保管施設の整備を支援します。

(イ) メタン発酵バイオ液肥等の肥料利用に関する調査・実証等の取組を通じて、メタン発酵バイオ液肥等の地域での有効利用を行うための取組を支援します。また、下水汚泥資源の肥料としての活用推進に取り組むため、農業者、地方公共団体、国土交通省等の関係者との連携を進めます。

(5) 国際協力の推進

ア 世界の食料安全保障に係る国際会議への参画等

G7農業大臣会合やG20農業大臣会合において、議長国を務めたG7宮崎農業大臣会合での成果も踏まえつつ、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に向けた議論に貢献します。また、APEC(アジア太平洋経済協力)食料安全保障担当大臣会合、ASEAN+3農林大臣会合、CFS(世界食料安全保障委員会)、OECD(経済協力開発機構)農業委員会等の国際会議に積極的に参画し、世界の食料安全保障に係る議論に貢献します。さらに、「気候のための農業イノベーション・ミッション」(AIM for Climate)等に参画し、国際的な農業研究の議論に貢献します。

くわえて、フードバリューチェーンの構築が農産物の付加価値を高め、農家・農村の所得向上と食品ロス削減に寄与し、食料安全保障を向上させる上で重要であることを発信します。

イ 飢餓、貧困、栄養不良への対策

(ア) 研究開発等に関するセミナーの開催や情報発信等を支援します。また、官民連携の栄養改善事業推進プラットフォームを通じて、途上国・新興国の人々の栄養状態の改善に取り組みつつビジネス展開を目指す食品企業等を支援します。

(イ) 飢餓・貧困、気候変動等の地球規模の課題に対応するため、途上国に対する農業生産等に関する研究開発を支援します。

ウ アフリカへの農業協力

アフリカ農業の発展に貢献するため、農業生産性の向上や持続可能な食料システム構築等の様々な支援を引き続き行います。

また、対象国のニーズを捉え、我が国の食文化の普及や農林水産物・食品の輸出に取り組む企業の海外展開を引き続き推進します。

エ ウクライナ支援

「日ウクライナ農業復興戦略合同タスクフォース(JTF)」において、ウクライナの農業復興の協力に関する議論を行います。また、日本企業のウクライナ農業復興への参画を促し、農業生産力の回復を通じて、ウクライナ復興支援に貢献するために必要な取組を進めます。

オ 東アジア地域における取組の強化

東アジア地域における食料安全保障の強化と貧

困の撲滅に向け、大規模災害等の緊急時に備えるため、ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)の取組を推進します。

(6) 動植物防疫措置の強化

ア 世界各国における^{こうていえき}口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ^{ぶたねづ}豚熱等の発生状況、植物病虫害の発生状況等の最新情報に基づくリスク分析を行うとともに、国内における家畜の伝染性疾病や植物病虫害の発生予防、まん延防止対策、発生時の危機管理体制の整備等を実施します。また、国際的な連携を強化し、アジア地域における防疫能力の向上を支援します。

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病については、早期通報や野生動物の侵入防止といった生産者による飼養衛生管理が徹底されるよう、都道府県と連携して指導を行います。特に豚熱については、野生動物の侵入防止柵の設置や飼養衛生管理の徹底に加え、ワクチン接種推奨地域での予防的なワクチン接種の実施、野生イノシシ対策としての捕獲強化や経口ワクチンの散布を実施します。

植物の病気については、中国において発生を確認した^{かしやうびやう}火傷病を国内に持ち込ませないための措置を引き続き推進します。また、都道府県等と連携し、中国産花粉の回収・廃棄、中国産花粉を使用した園地での調査、都道府県における農薬の備蓄を進めます。

イ 化学農薬のみに依存せず、予防・予察に重点を置いた総合防除を推進するため、産地に適した技術の検証、栽培マニュアルの策定等の取組を支援します。また、より高度な発生予察調査の実施に向け、遺伝子検定手法等を活用した、新たな発生予察の調査手法の確立に取り組みます。さらに、病虫害の薬剤抵抗性の発達等により、防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立を支援します。

ウ 家畜防疫官・植物防疫官や検疫探知犬の適切な配置等による検査体制の整備・強化により、水際対策を適切に行うとともに、家畜の伝染性疾病や植物病虫害の侵入・まん延防止のための取組を推進します。

エ 重要病虫害の侵入の早期発見・早期防除、植物の移動規制を強化するとともに、既に侵入したジャガイモシロシストセンチュウ等の重要病虫害の定着・まん延防止を図るため、「植物防疫法」(昭和25年法律第151号)に基づく緊急防除を実施します。また、

緊急防除の対象となり得る病虫害の侵入が確認された場合に、発生範囲の特定や薬剤散布等の初動防除を実施します。

オ 遠隔診療の適時・適切な活用を推進するための情報通信機器を活用した産業動物診療の効率化、産業動物分野における獣医師の中途採用者を確保するための就業支援、女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に向けたスキルアップのための研修や中学生・高校生等を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるセミナー等の実施による産業動物獣医師の育成等を支援します。

また、地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医大学の地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の給付、獣医学生を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるための臨床実習、産業動物獣医師を対象とした技術向上のための臨床研修を支援します。

6 円滑な食品アクセスの確保と合理的な価格の形成に向けた対応

(1) 円滑な食品アクセスの確保に向けた対応

ア 地域から消費地までの幹線物流の効率化とともに、地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制づくりを支援します。また、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築やフードバンク・こども食堂等の取組を後押しします。

イ 食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる、いわゆる「買い物困難者」の問題について、全国の地方公共団体を対象としたアンケート調査や食品アクセスの確保に向けたモデル実証の支援のほか、取組の優良事例や関係省庁の各種施策をワンストップで閲覧可能なポータルサイトを通じた情報発信を行います。

(2) 合理的な価格の形成に向けた対応

適正取引を推進するための仕組みづくりに向けて、関係者が協調して議論し、各段階のコストの実態を明らかにすること等により、①新たな仕組みを設ける必要性の理解醸成、②実態に合ったコスト指標の検討、③コスト指標を活用した価格形成方法の具体化等を推進します。

また、価格形成に関する理解が消費者を始めとするより多くの関係者に一層広がるよう、主な品目の生産、流通、小売等の段階別の価格形成の実態につ

いての効果的な情報発信を実施します。

7 TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(令和5(2023)年6月閣議決定)等に基づき、グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を進めます。

また、各種経済連携協定交渉やWTO(世界貿易機関)農業交渉等の農産物貿易交渉において、我が国農産品のセンシティブリティに十分配慮しつつ、我が国の農林水産業が今後とも国の基として重要な役割を果たしていけるよう、交渉を行うとともに、我が国農産品の輸出拡大につながる交渉結果の獲得を目指します。

さらに、TPP等政策大綱に基づき、体質強化対策や経営安定対策を着実に実施します。

III 環境と調和のとれた食料システムの確立に関する施策

1 みどりの食料システム戦略の推進

(1) みどり戦略の実現に向けた施策の展開

みどり戦略の実現に向けて、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料や化学農薬の使用低減等に係る計画の認定を受けた事業者に対し、税制特例や融資制度等の支援措置を講じます。また、みどり戦略の実現に資する研究開発、必要な施設の整備といった環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

(2) みどり戦略の実現に向けた技術開発の推進

ア みどり戦略の実現に向け、気候変動やスマート農業技術に対応した新品種の開発を推進し、低コスト・高精度で多品目に利用できるスマート育種基盤を構築します。また、川上から川下までが参画した現場のニーズに対応する研究開発として、和牛肉の持続的な生産を実現するための飼料利用性の改良等を推進します。

イ みどり戦略で掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術を「「みどりの食料システム戦略」技術カタログ」として紹介します。また、同カタログに掲載された技術をテーマとして、農業者・

関係者が持つ技術情報を共有・議論・発展させる「みどり技術ネットワーク会議」を全国レベル・各地域レベルで開催します。

(3) 有機農業の更なる推進

ア 有機農業指導員の育成や新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、産地における販売戦略の企画・提案・助言を行う専門家の派遣等による有機農産物の安定供給体制の構築を推進します。

イ 流通・加工事業者等が行う国産原料を使用した有機加工食品の生産拡大等の取組を支援し、有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進します。

ウ 有機農業を活かして地域振興につなげている市町村等のネットワークづくりを進めます。

エ 有機農業の生産から消費まで一貫して推進する取組や体制づくりを支援し、有機農業推進のモデル的先進地区の創出を進めます。

オ 有機JAS認証の取得を支援するとともに、諸外国・地域との有機同等性の交渉を推進します。また、有機JASについて、消費者がより合理的な選択ができるよう必要な見直しを行います。

(4) 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション

ア 有機農業や有機農産物について消費者に分かりやすく伝える取組を推進します。

イ 官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」における勉強会・交流会、情報発信や表彰等の活動を通じて、持続可能な生産消費を促進します。

(5) 農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進

農山漁村の豊富な資源をバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーとして活用し、農林漁業経営の改善や地域への利益還元を進め、農山漁村の活性化に資する取組を推進します。

2 気候変動への対応等環境政策の推進

(1) 気候変動や越境性動物疾病等の地球規模の課題への対策

ア パリ協定を踏まえた森林減少・劣化抑制、農地土壌における炭素貯留等に関する途上国の能力向上、耐塩性・耐干性イネやGHG排出削減につながる栽培

技術の開発等の気候変動対策を推進します。また、アジアモンスーン地域で共有できる技術情報の収集・分析・発信、アジアモンスーン各地での気候変動緩和等に資する技術の応用のための共同研究を推進します。くわえて、気候変動対策として、アジア開発銀行(ADB)と連携し、農業分野の二国間クレジット制度(JCM)の案件創出を促進させる取組を促進します。

イ ①気候変動緩和に資する研究、②越境性病害の我が国への侵入防止に資する研究、③アジアにおける口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の越境性動物疾病・薬剤耐性の対策等を推進します。

(2) 気候変動に対する緩和・適応策の推進

ア 「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策技術の開発、マニュアル等を活用した省エネ型の生産管理の普及・啓発や省エネ設備の導入等による施設園芸の省エネルギー対策、施肥の適正化、J-クレジット制度の利活用等を推進します。

イ 農地からのGHGの排出・吸収量の国際連合(以下「国連」という。)への報告に必要な農地土壌中の炭素量等のデータを収集する調査を行います。また、家畜由来のGHG排出量の国連への報告の算出に必要な家畜の消化管由来のメタン発生量等のデータを収集する調査を行います。

ウ 環境保全型農業直接支払制度により、堆肥の施用やカバークロップといった地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援します。また、バイオ炭の農地施用に伴う影響評価、炭素貯留効果と土壌改良効果を併せ持つバイオ炭資材の開発等に取り組みます。

エ バイオマスの変換・利用施設等の整備等を支援し、農山漁村地域におけるバイオマス等の再生可能エネルギーの利用を推進します。

オ 廃棄物系バイオマスの利活用については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理施設整備計画を踏まえ、施設整備を推進するとともに、市町村等における生ごみのメタン化等の活用方策の導入検討を支援します。

カ GHGの排出を削減し、東南アジアの農家が実践可能で直接的なメリットが得られる、イネ栽培管理技

術や家畜ふん尿処理技術の開発を推進します。

キ 農産物については、ガイドラインに即した環境負荷低減の取組を評価する「見える化」の等級ラベル表示の普及を図ります。また、畜産物については、温室効果ガス簡易算定ツールの作成・実証を推進します。

ク 「農林水産省気候変動適応計画」に基づき、農林水産分野における気候変動の影響への適応に関する取組を推進するため、以下の取組を実施します。

(ア) 中長期的な視点に立った我が国の農林水産業に与える気候変動の影響評価や適応技術の開発を行うとともに、国際機関への拠出を通じた国際協力により、生産性・持続性・頑強性向上技術の開発等を推進します。

(イ) 農業者等が自ら行う気候変動に対するリスクマネジメントを推進するため、リスクの軽減に向けた適応策等の情報発信を行うとともに、都道府県の普及指導員等を通じて、リスクマネジメントの普及啓発に努めます。

(ウ) 地域における気候変動による影響や適応策に関する科学的知見について情報提供を実施します。

ケ 科学的なエビデンスに基づいた緩和策の導入・拡大に向けて、研究者、農業者、地方公共団体等の連携による技術の開発・最適化を推進するとともに、農業者等の地球温暖化適応行動・温室効果ガス削減行動を促進するための政策措置に関する研究を実施します。

コ 国連気候変動枠組条約等の地球環境問題に係る国際会議に参画し、農林水産分野における国際的な地球環境問題に対する取組を推進します。

(3) 生物多様性の保全及び利用

ア 「農林水産省生物多様性戦略」(令和5(2023)年3月改定)に基づき、農山漁村が育む自然の恵みを活かし、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に向けた各種の施策を推進します。

イ 生物多様性保全効果の取組を温室効果ガスと合わせて等級ラベルで表示する「見える化」を推進します。

ウ 環境保全型農業直接支払制度により、有機農業や冬期湛水管理といった生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援します。

エ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物

の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)に基づき、遺伝子組換え農作物について、生物多様性に及ぼす影響についての科学的な評価、生態系への影響の監視等を継続し、栽培用種苗を対象に輸入時のモニタリング検査を行います。また、特定の生産地・植物種について、輸入者に対し輸入に先立つ届出や検査を義務付ける生物検査を実施します。

(4) 土づくりの推進と農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応

ア 都道府県の土壌調査結果の共有を進めるとともに、堆肥等の活用を促進します。また、土壌診断における簡便な処方箋サービスの創出を目指し、AIを活用した土壌診断技術の開発を推進します。

イ 好気性強制発酵による堆肥の高品質化やペレット化による広域流通等の取組を推進します。

ウ 農畜産業における廃プラスチックの排出抑制や循環利用の推進に向けた先進的事例調査、生分解性マルチの導入、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査を推進します。

IV 農業の持続的な発展に関する施策

1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

(1) 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し

ア 担い手への重点的な支援の実施

(ア) 認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、担い手に対する農地の集積・集約化の促進や経営所得安定対策、出資や融資、税制等により、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行います。

(イ) 地域の農業生産の維持への貢献という観点から、担い手への支援の在り方について検討します。

イ 農業経営の法人化の加速と経営基盤の強化

(ア) 経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした農業経営を展開できるよう、都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる経営相談・経営診断、課題を有する農業者の掘り起こしや専門家派遣の支援により、農業経営の法人化を促進します。

(イ) 担い手が少ない地域においては、地域における

農業経営の受け皿として、集落営農の組織化を推進するとともに、これを法人化に向けての準備・調整期間と位置付け、法人化を推進します。また、地域外の経営体や販売面での異業種との連携等を促進します。さらに、農業法人等が法人幹部や経営者となる人材を育成するために実施する実践研修への支援等を行います。

(ウ) 集落営農について、法人化に向けた取組の加速化や地域外からの人材確保、地域外の経営体との連携や統合・再編等を推進します。

ウ 青色申告の推進

農業者年金の政策支援、農業経営基盤強化準備金制度等を通じ、農業者による青色申告を推進します。

(2) 経営継承や新規就農、人材の育成・確保等

ア 次世代の担い手への円滑な経営継承

(ア) 地域計画の策定の推進、人と農地に関する情報のデータベースの活用により、経営移譲希望者と就農希望者のマッチングを行うなど、第三者への継承を推進するほか、都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる相談対応や専門家による経営継承計画の策定支援等を行うとともに、地域の中心となる担い手の後継者による経営継承後の経営発展に向けた取組を支援します。

(イ) 園芸施設・畜産関連施設、樹園地等の経営資源について、第三者機関・組織も活用しつつ、再整備・改修等のための支援により円滑な継承を促進します。

イ 農業を支える人材の育成のための農業教育の充実

(ア) 農業高校や農業大学校等の農業教育機関において、先進的な農業経営者等による出前授業や現場研修といった就農意欲を喚起するための取組を推進します。また、スマート農業に関する教育の推進を図るとともに、農業教育の高度化に必要な農業機械・設備等の導入を推進します。

(イ) 農業高校や農業大学校等における教育カリキュラムの強化や教員の指導力向上といった農業教育の高度化を推進します。

(ウ) 国内の農業高校と海外の農業高校の交流を推進するとともに、海外農業研修の実施を支援します。

(エ) 農業者のリ・スキリング機会の充実のため、スマート農業等の新たな技術を学び直す研修を支援します。

ウ 青年層の新規就農と定着促進

(ア) 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修(2年以内)の後押しと就農直後(3年以内)の経営確立に資する資金の交付を行います。

(イ) 初期投資の負担を軽減するための機械・施設等の取得に対する地方と連携した支援、無利子資金の貸付け等を行います。

(ウ) 就農準備段階から経営開始後まで、地方公共団体や農業協同組合、農業者、農地中間管理機構、民間企業等の関係機関が連携し一貫して支援する地域の就農受入体制の充実を図ります。

(エ) 雇用就農者の労働時間の管理、休日・休憩の確保、更衣室や男女別トイレ等の整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実といった誰もがやりがいを持って働きやすい職場環境整備を行う農業法人等を支援することにより、農業の「働き方改革」を推進します。

(オ) 職業としての農業の魅力や就農に関する情報について、民間企業等とも連携して、就農情報ポータルサイト「農業をはじめ.jp」やSNS、就農イベント等を通じた情報発信を強化します。

(カ) 自営や法人就農、短期雇用等の様々な就農相談等にワンストップで対応できるよう、都道府県の就農専属スタッフへの研修を行い、相談体制を強化します。

(キ) 農業者の生涯所得の充実の観点から、農業者年金への加入を推進します。

エ 女性が能力を発揮できる環境整備

(ア) 農業経営における女性の地位や責任を明確化する認定農業者制度における農業経営改善計画の共同申請、女性の活躍推進に向けた補助事業等の活用を通じ、女性の農業経営への参画を推進します。

(イ) 地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境整備、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

(ウ) 「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)及び「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号)における、農業委員や農業協同組合の理事等の年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定を踏まえ、委員・理事

等の任命・選出に当たり、女性の参画拡大に向けた取組を促進します。

- (エ) 女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデア等を結び付け、新たな商品やサービスの開発等を行う「農業女子プロジェクト」における企業・教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農業者が活動しやすい環境を作るとともに、これらの活動を発信し、若い女性新規就農者の増加に取り組みます。

オ 企業の農業参入

農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進します。

2 農業現場を支える多様な人材や主体の活躍

(1) 中小・家族経営等多様な経営体による地域の下支え

農業現場においては、中小・家族経営等の多様な経営体が農業生産を支えている現状と、地域において重要な役割を果たしていることに鑑み、現状の規模にかかわらず、生産基盤の強化に取り組むとともに、品目別対策や多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等により、産業政策と地域政策の両面から支援します。

(2) 次世代型の農業支援サービスの定着

生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業者が営農活動の外部委託を始め、様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、ドローンや自動走行農機等の先端技術を活用した作業代行、シェアリングやリース、食品事業者と連携した収穫作業の代行等の次世代型の農業支援サービスの育成・普及を推進します。

(3) 多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進

ア 雇用就農者の労働時間の管理、休日・休憩の確保、更衣室や男女別トイレ等の整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実といった誰もがやりがいを持って働きやすい職場環境整備を行う農業法人等を支援することにより、農業の「働き方改革」を推進します。

イ 農繁期等における産地の短期労働力を確保するため、他産業、大学、他地域との連携等により多様な人材とのマッチングを行う産地の取組や農業法人等に

おける労働環境の改善を推進する取組を支援するとともに、労働環境の整備といった農業の「働き方改革」の先進的な取組事例の発信・普及を図ります。

ウ 特定技能制度による農業現場での外国人材の円滑な受入れに向けて、技能試験を実施するとともに、就労する外国人材が働きやすい環境の整備等を支援します。

エ 人口急減に直面している地域において、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」(令和元年法律第64号)(以下「人口急減地域特定地域づくり推進法」という。)の仕組みを活用し、地域内の様々な事業者をマルチワークにより支える人材の確保やその活躍を推進することを通じ、地域社会の維持や地域経済の活性化を図るため、モデルを示しつつ、制度の周知を図ります。

3 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保

(1) 担い手への農地集積・集約化の加速化

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第56号)に基づき、「人・農地プラン」を土台に目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定・実行を推進します。

また、農地中間管理機構のフル稼働については、農地中間管理機構を経由した転貸等を集中的に実施するとともに、遊休農地も含め、幅広く引き受けよう運用の見直しに取り組めます。

さらに、所有者不明農地に係る制度の利用を促すほか、令和5(2023)年4月以降順次施行されている新たな民事基本法制の仕組みを踏まえ、関係省庁と連携して所有者不明農地の有効利用を図ります。

(2) 荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用

ア 「農地法」(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落の共同活動、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(平成19年法律第48号)に基づく活性化計画や最適土地利用総合対策による地域の話合いを通じた荒廃農地の有効活用や低コストな肥培管理による農地利用(粗放的な利用)、基盤整備の活用等による荒廃農地の発生防止・解消に努めます。

イ 農地の転用規制や農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めます。

4 農業経営の安定化に向けた取組の推進

(1) 収入保険の普及促進・利用拡大

自然災害や価格下落等の様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るため、収入保険の普及を図ります。現場ニーズ等を踏まえた改善等を行うとともに、地域において農業共済組合や農業協同組合等の関係団体等が連携して普及体制を構築し、普及活動や加入支援の取組を引き続き進めます。

(2) 経営所得安定対策等の着実な実施

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成18年法律第88号)に基づく畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、「畜産経営の安定に関する法律」(昭和36年法律第183号)に基づく肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金(牛・豚マルキン)及び加工原料乳生産者補給金、「肉用子牛生産安定等特別措置法」(昭和63年法律第98号)に基づく肉用子牛生産者補給金、「野菜生産出荷安定法」(昭和41年法律第103号)に基づく野菜価格安定対策等の措置を安定的に実施します。

5 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備

(1) 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備

ア 農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進します。

イ 高収益作物に転換するための水田の畑地化・汎用化や畑地・樹園地の高機能化を推進します。

ウ 麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化、畑地かんがい施設の整備等による畑地の高機能化、草地整備等を推進します。

エ ICT水管理等の営農の省力化に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を推進します。

オ 農業・農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するための情報通信環境の整備を推進します。

(2) 農業水利施設の戦略的な保全管理

ア 農業水利施設の点検、機能診断・監視を通じた適

切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、徹底した施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ります。

イ 農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の更新に合わせ、集約、再編、統廃合等によるストックの適正化を推進します。

ウ 農業水利施設の保全管理におけるロボット、AI等の利用に関する研究開発・実証調査を推進します。

(3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

ア 基幹的な農業水利施設の改修等のハード対策と機能診断等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施します。

イ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成31年法律第17号)(以下「ため池管理保全法」という。)に基づき、ため池の決壊による周辺地域への被害の防止に必要な措置を進めます。

ウ 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和2年法律第56号)(以下「ため池工事特措法」という。)に基づき、都道府県が策定した推進計画に則し、優先度の高いものから防災工事等に取り組むとともに、ハザードマップの作成、監視・管理体制の強化等を行うなど、これらの対策を適切に組み合わせ、ため池の防災・減災対策を推進します。

エ 大雨により水害が予測される際には、①事前に農業用ダムの水位を下げて雨水を貯留する「事前放流」、②水田に雨水を一時的に貯留する「田んぼダム」、③ため池への雨水の一時的な貯留、④農作物への被害のみならず、市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水施設の整備といった流域治水の取組を通じた防災・減災対策の強化に取り組みます。

オ 土地改良事業の実施に当たっての排水の計画基準に基づき、農業水利施設等の排水対策を推進します。

カ 津波、高潮、波浪のほか、海水や地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施します。

(4) 農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良区の体制強化

土地改良区の組合員の減少、土地改良施設の老朽化に加え、今後の人口減少に対応する観点から、スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備、農業生産の基盤の保全管理や防災・減災、国土

強靱化を推進するため、広域的な合併、土地改良区連合の設立、安定的な経営を実現するための貸借対照表の活用等により、土地改良区の運営基盤の強化を推進します。

6 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

(1) 肉用牛・酪農の生産拡大等畜産の競争力強化

ア 生産基盤の強化

(ア) 牛肉、牛乳・乳製品等の畜産物の国内需要への対応と輸出拡大に向けて、肉用牛については、肉用繁殖雌牛の更新、繁殖性の向上による分べん間隔の短縮等の取組等を推進します。酪農については、長命連産性能力の高い乳用牛への牛群の転換、経営安定、高品質な生乳の生産等を通じ、多様な消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の供給を推進します。また、生乳については、需給ギャップの解消を通じた適正な価格形成の環境整備により、酪農経営の安定を図るため、脱脂粉乳等の在庫低減の取組や生乳生産の抑制に向けた取組を支援します。

(イ) 労働負担軽減・省力化に資するロボット、AI、IoT等の先端技術の普及・定着、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制の整備、GAP、アニマルウェルフェアの普及・定着を図ります。

(ウ) 子牛や国産畜産物の生産・流通の円滑化に向けた家畜市場や食肉処理施設、生乳処理・貯蔵施設の再編等の取組を推進し、肉用牛等の生産基盤を強化します。あわせて、米国・EU等の輸出先国・地域の衛生基準を満たす輸出認定施設の認定の取得や輸出認定施設を中心として関係事業者が連携したコンソーシアムによる輸出促進の取組を推進します。

(エ) 畜産経営の安定に向けて、以下の施策等を実施します。

a 畜種ごとの経営安定対策

(a) 酪農関係では、①加工原料乳に対する加工原料乳生産者補給金や集送乳調整金の交付、②加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填金の交付等の対策を安定的に実施します。

(b) 肉用牛関係では、①肉用子牛対策として、子

牛価格が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度等を、②肉用牛肥育対策として、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)を安定的に実施します。

(c) 養豚関係では、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する肉豚経営安定交付金(豚マルキン)を安定的に実施します。

(d) 養鶏関係では、鶏卵の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金を交付するなどの鶏卵生産者経営安定対策事業を安定的に実施します。

b 飼料価格安定対策

配合飼料価格安定制度を適切に運用するとともに、耕畜連携等の国産飼料の生産利用拡大のための取組等を推進します。

イ 生産基盤強化を支える環境整備

(ア) 家畜排せつ物の土づくりや肥料利用を促進するため、家畜排せつ物処理施設の機能強化、堆肥のペレット化等を推進します。また、国産飼料の生産・利用拡大のため、耕畜連携、飼料生産組織の運営強化、国産濃厚飼料の生産技術実証・普及、広域流通体制の構築、飼料増産に必要な施設整備、草地整備等を支援するとともに、飼料作物を含めた地域計画を促進します。

(イ) 和牛について、家畜遺伝資源の流通管理の徹底、知的財産としての価値の保護を推進するため、法令順守の徹底を図るほか、全国の家畜人工授精所への立入検査を実施するとともに、家畜遺伝資源の利用者の範囲等について制限を付す売買契約の普及を図ります。また、家畜人工授精用精液等の流通を全国的に管理するシステムの運用・機能強化等を推進するとともに、和牛の血統の信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

(ウ) 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」(令和3年法律第34号)に基づき、都道府県等と連携し、畜舎建築利用計画の認定制度の円滑な運用を行います。

(2) 新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化

ア 野菜

(ア) 既存ハウスのリノベーションを支援します。また、環境制御・作業管理等の技術習得に必要なデータ収集・分析機器の導入といったデータを活用して生産性・収益向上につなげる体制づくり等を支援するとともに、より高度な生産が可能となる低コスト耐候性ハウスや高度環境制御栽培施設等の導入を支援します。

(イ) 実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援します。

(ウ) 加工・業務用野菜について、国産シェアを奪還するため、産地、流通、実需が一体となったサプライチェーンの強靱化を図るための対策を総合的に支援します。

(エ) 加工・業務用等の新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工施設等の整備や拠点事業者と連携した産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。

イ 果樹

(ア) 省力樹形や優良品目・品種への改植・新植やそれに伴う未収益期間における幼木の管理経費を支援します。

(イ) 担い手の就農・定着のための産地の取組と併せて行う、小規模園地整備や部分改植といった産地の新規参入者の受入体制の整備を一体的に支援します。

(ウ) スマート農業技術の導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等により、作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、人材確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する都道府県等コンソーシアムの実証等の取組を支援します。

(エ) 省力樹形用苗木や国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援します。

ウ 花き

(ア) 「物流の2024年問題」に対応した花き流通の効率化に資する検討や技術実証を支援するとともに、異常気象や病害虫被害の低減等の花き産地の課題解決に資する検討や実証等の取組を支援します。

(イ) 減少傾向にある花き需要の回復に向けて、需要拡大が見込まれる品目等への転換や新たな需要開拓、花きの利用拡大に向けたPR活動等の取組を支援します。

(ウ) 令和9(2027)年に神奈川県横浜市^{よこはまし}で開催される「2027年国際園芸博覧会」(GREEN×EXPO 2027)の円滑な実施に向けて、主催団体や地方公共団体、関係省庁と連携し準備を進めます。

エ 茶、甘味資源作物等の地域特産物

(ア) 茶

「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」に基づき、消費者ニーズへの対応や輸出の促進等に向け、新たな茶商品の生産・加工技術の実証や機能性成分等の特色を持つ品種の導入、有機栽培への転換、てん茶等の栽培に適した棚施設を利用した栽培法への転換、直接被覆栽培への転換、スマート農業技術の実証、残留農薬分析等を支援します。

(イ) 砂糖・でん粉

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭和40年法律第109号)に基づき、さとうきび・でん粉原料用かんしょの生産者、国内産糖・国内産いもでん粉の製造事業者に対して、経営安定のための支援を行います。

(ウ) 薬用作物

地域の取組として、産地と実需者(漢方薬メーカー等)が連携した栽培技術の確立のための実証圃^{じっしやうほ}の設置、省力化のための農業機械の改良等を支援します。また、全国的な取組として、事前相談窓口の設置や技術アドバイザーの派遣等の栽培技術の指導体制の確立、技術拠点農場の設置に向けた取組を支援します。

(エ) こんにゃくいも等

こんにゃくいも等の特産農産物について、付加価値の創出、新規用途の開拓、機械化・省力作業体系の導入等を推進するとともに、安定的な生産に向けた体制整備等を支援します。

(オ) 繭・生糸

養蚕・製糸業と絹織物業者等が提携して取り組む、輸入品と差別化された高品質な純国産絹製品づくりやブランド化を推進するとともに、生産者、実需者等が一体となって取り組む、安定的な生産

に向けた体制整備等を支援します。

(カ) 葉たばこ

国産葉たばこについて、種類別・葉分タイプ別価格により、日本たばこ産業株式会社(JT)が全量買い入れます。

(キ) いぐさ

輸入品との差別化やブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格下落影響緩和対策の実施、実需者や消費者のニーズを踏まえた産地の課題を解決するための技術実証等の取組を支援します。

(3) 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

(ア) 需要に応じた米の生産・販売の推進

- a 産地・生産者と実需者等が結び付いた播種前契約や複数年契約の拡大による安定取引に向けた取組の推進、水田活用の直接支払交付金等による作付転換への支援、都道府県産別、品種別等のきめ細かな需給・価格情報、販売進捗情報、在庫情報の提供、都道府県別・地域別の作付動向(中間的な取組状況)の公表等により需要に応じた生産・販売を推進します。
- b 国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が主体的に需要に応じた生産・販売を行うため、行政や生産者団体、現場が一体となって取り組みます。
- c 米の生産について、農地の集積・集約化による分散錯圖の解消や作付けの団地化、直播等の省力栽培技術やスマート農業技術等の導入・シェアリングの促進、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進します。

(イ) 戦略作物の生産拡大

水田活用の直接支払交付金等により、麦、大豆、米粉用米といった戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりや水田を畑地化して畑作物の定着を図る取組を支援します。

(ウ) コメ・コメ加工品の輸出拡大

輸出拡大実行戦略で掲げた、コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品の輸出額目標の達成に向けて、

輸出ターゲット国・地域である香港や米国、中国、シンガポール、台湾を中心とする輸出拡大が見込まれる国・地域での海外需要開拓・プロモーションや海外規制に対応する取組に対して支援するとともに、大ロットで輸出用米の生産・供給に取り組む産地の育成等の取組を推進します。

(エ) 米の消費拡大

業界による主体的取組を応援する運動「やっぱりごはんでしょ！」の実施等のSNSを活用した取組、「米と健康」に着目した情報発信等により、新たな需要の取り込みを進めます。

イ 麦・大豆

国産麦・大豆については、需要に応じた生産に向け、作付けの団地化の推進やブロックローテーション、営農技術の導入等の支援を通じた産地の生産体制の強化、生産の効率化、実需者の求める量・品質・価格の安定に向けた取組を支援します。

ウ 高収益作物への転換

水田農業高収益化推進計画に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。

エ 米粉用米・飼料用米

生産者と実需者の複数年契約による長期安定的な取引を推進するとともに、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」(平成21年法律第25号)に基づき、米粉用米、飼料用米の生産・利用の拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。

(ア) 米粉用米

米粉製品のコスト低減に資する取組事例や新たな米粉加工品の情報発信等の需要拡大に向けた取組を実施し、生産者と実需者の複数年契約による長期安定的な取引の推進に資する情報交換会を開催するとともに、「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」の普及を推進します。また、米粉を原料とした商品の開発・普及や製粉企業等の施設整備、米粉専用品種の種子増産に必要な機械・施設の導入等を支援します。

(イ) 飼料用米

地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じた生産コストの低減やバラ出荷による流

通コストの低減に向けた取組を支援します。

オ 米・麦・大豆等の流通

「農業競争力強化支援法」(平成29年法律第35号)等に基づき、生産・流通・加工業界の再編に係る取組の支援等を実施します。また、物流合理化を進めるため、生産者や関係事業者等と協議を行い、課題を特定し、それらの課題解決に取り組みます。特に米については、玄米輸送のフレキシブルコンテナバッグ利用の推進、精米物流の合理化に向けた商慣行の見直し等による「ホワイト物流」推進運動に取り組めます。

(4) 農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開

ア 農業生産工程管理の推進

農産物においては、「我が国における国際水準GAPの推進方策」に基づき、国際水準GAPガイドラインを活用した指導や産地単位の取組等を推進します。

畜産物においては、JGAP畜産やGLOBALG.A.P.の認証取得の拡大を図ります。

また、農業高校や農業大学校等における教育カリキュラムの強化等により、農業教育機関におけるGAPに関する教育の充実を図ります。

イ 農作業等安全対策の展開

(ア) 農業者を対象とした正しい知識の習得のための「農作業安全に関する研修」や「熱中症対策研修」の開催を推進します。

(イ) 都道府県段階、市町村段階の関係機関が参画した推進体制を整備するとともに、農業者を取り巻く地域の人々が、農業者に対して、農業機械の転落・転倒対策を呼び掛ける注意喚起を推進します。

(ウ) 大型特殊自動車免許等の取得機会の拡大、作業機を装着した状態での公道走行に必要な灯火器類の設置等を促進します。

(エ) 「農作業安全対策の強化に向けて(中間とりまとめ)」に基づき、都道府県、農業機械メーカーや農業機械販売店等を通じて収集した事故情報の分析等を踏まえ、引き続き農業機械の安全性検査制度の見直しに向けた検討を行います。

(オ) GAPの団体認証取得による農作業事故等の産地リスクの低減効果の検証を行うとともに、労災保険の特別加入団体の設置と農業者の加入促進、熱

中症対策の強化を図ります。

(カ) 農林水産業・食品産業の作業安全対策について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やオンライン作業安全学習教材も活用し、効果的な作業安全対策の検討・普及や関係者の意識啓発のための取組を実施します。

(5) 良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化

ア 農業競争力強化支援法等に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化に向けた取組を行う事業者の事業再編や事業参入を進めます。

イ 施設園芸や茶において、計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に価格が高騰した際に補填金を交付することにより、燃料価格高騰に備えるセーフティネット対策を講じます。

7 情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進

(1) スマート農業の加速化等農業現場でのデジタル技術の利活用の推進

ア スマート農業実証プロジェクトから得られた成果と課題を踏まえ、開発が不十分な分野での技術開発や現場実装に向けた情報発信、実証参加者による他産地への実地指導に取り組めます。

イ 農業機械メーカー、金融、保険等の民間企業が参画したプラットフォームにおいて、農業機械のリース・シェアリングやドローン操作の代行サービス等の新たな農業支援サービスの創出が進むよう、業者間の情報共有やマッチング等を進めます。

ウ 現場実装に際して安全上の課題解決が必要なロボット技術の安全性の検証や安全性確保策の検討に取り組めます。

エ 生産から加工・流通・販売・消費に至るまでデータの相互活用が可能なスマートフードチェーンプラットフォームを構築し、農業データの川下とのデータ連携実証を支援します。また、オープンAPI整備・活用に必要なルールづくりや異なる種類・メーカーの機器・システムから取得されるデータの連携実証への支援、生育・出荷等の予測モデルの開発・実装によりデータ活用を推進します。さらに、これまで実装・公開したオープンAPIを活用した新たなサービスの開発によるサービス事業体の育成や機能強化

に取り組めます。

オ スマート農業の加速化に向けた施策の方向性を示した「スマート農業推進総合パッケージ」（令和4(2022)年6月改訂）を踏まえ、スマート農業技術の実証・分析、農業支援サービス事業体の育成・普及、更なる技術の開発・改良、技術対応力・人材創出の強化、実践環境の整備、スマート農業技術の海外展開等の施策を推進します。

カ 営農データの分析支援を始め、農業支援サービスを提供する企業が活躍できる環境整備、農産物のサプライチェーンにおけるデータ・物流のデジタル化、農村地域の多様なビジネス創出等を推進します。

（2）農業施策の展開におけるデジタル化の推進

ア 農業現場と農林水産省が切れ目なくつながり、行政手続に係る農業者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、徹底した行政手続の簡素化の促進を行うとともに、農林水産省が所管する法令や補助金等の行政手続をオンラインで申請することができる「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」のオンライン利用率の向上と利用者の利便性向上に向けた取組を進めます。

イ 農林水産省の農林漁業者向けスマートフォン・アプリケーション(MAFFアプリ)について、eMAFF等との連動を進め、個々の農業者の属性・関心に応じた営農・政策情報を提供します。

ウ eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して農地台帳や水田台帳等の現場の農地情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化を図るための「農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)」の取組を進めます。

エ 令和6(2024)年2月に公表した「農業DX構想2.0」を踏まえ、農業・食関連産業等の様々な現場において、デジタル人材の確保・育成、データの利活用等を含め、農業DXの実現に向けた取組を推進します。

（3）イノベーション創出・技術開発の推進

みどり戦略の実現に向け、気候変動やスマート農業技術に対応した新品種の開発を推進し、低コスト・高精度で多品目に利用できるスマート育種基盤を構築します。また、川上から川下までが参画した現場のニーズに対応する研究開発として、和牛肉の持続的な生産を実現するための飼料利用性の改良等を推進します。さらに、産学官が連携して異分野

のアイデア・技術等を農林水産・食品分野に導入し、重要施策の推進や現場課題の解決に資する革新的な技術・商品サービスを生み出す研究を支援します。

ア 研究開発の推進

（ア）研究開発の重点事項や目標を定める「農林水産研究イノベーション戦略」を策定するとともに、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」や「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)」等も活用して食料安全保障や農業の環境負荷低減をミッションとした研究開発を推進します。

（イ）総合科学技術・イノベーション会議が決定したムーンショット目標5「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」を実現するため、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される挑戦的な研究開発(ムーンショット型研究開発)を推進します。

（ウ）Society5.0の実現に向け、産学官と農業の生産現場が一体となって、オープンイノベーションを促進するとともに、人材・知・資金が循環するよう農林水産業分野での更なるイノベーションの創出を計画的・戦略的に推進します。

イ 国際農林水産業研究の推進

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構や国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける海外研究機関等との積極的な研究協定覚書(MOU)の締結等の取組を支援します。また、海外の農業研究機関や国際農業研究機関の優れた知見や技術を活用し、戦略的に国際共同研究を推進します。

ウ 科学に基づく食品安全、動物衛生、植物防疫等の施策に必要な研究の更なる推進

（ア）「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」で明確化した取り組むべき調査研究の内容や課題について、情勢の変化や新たな科学的知見を踏まえた見直しを行います。また、農林水産省が所管する国立研究開発法人のほか、大学、民間企業、関係学会等への情報提供や研究機関との意見交換を行い、研究者の認識や理解の醸成とレギュラトリーサイエンスに属する研究を推進します。

(イ) 研究開発部局と規制担当部局が連携して食品中の危害要因の分析や低減技術の開発、家畜の伝染性疾病を防除・低減する技術や資材の開発、植物病害虫等の侵入・まん延防止のための検査技術の開発や防除体系の確立といったリスク管理に必要な調査研究を推進します。

(ウ) レギュラトリーサイエンスに属する研究事業の成果を国民に分かりやすい形で公表します。また、行政施策・措置とその検討・判断に活用された科学的根拠となる研究成果を紹介する機会を設け、レギュラトリーサイエンスへの理解の醸成を推進します。

(エ) 行政施策・措置の検討・判断に当たり、その科学的根拠となる優れた研究成果を挙げた研究者を表彰します。

エ 戦略的な研究開発を推進するための環境整備

(ア)「農林水産研究における知的財産に関する方針」(令和4(2022)年12月改訂)を踏まえ、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む国立研究開発法人や都道府県の公設試験場等における知的財産マネジメントの強化を図るため、専門家による指導・助言等を行います。また、知的財産戦略や侵害対応マニュアルを策定するなど、知的財産マネジメントの実践に取り組もうとする公的研究機関等を対象に重点的に支援します。

(イ) 締約国としてITPGRの運営に必要な資金拠出を行うとともに、海外遺伝資源の取得・利用の円滑化に向けて遺伝資源利用に係る国際的な議論や各国制度等の動向を調査し、入手した最新情報等について我が国の遺伝資源利用者に対し周知活動等を実施します。

(ウ) 最先端技術の研究開発・実用化に向けて、消費者への分かりやすい情報発信、意見交換を行い、当該技術の理解の醸成を図ります。特にゲノム編集技術等の育種利用については、より多くの消費者に情報発信等ができるよう出前講座やオープンラボ交流会の拡充を図るなど、サイエンスコミュニケーション等の取組を強化します。

オ 開発技術の迅速な普及・定着

(ア)「橋渡し」機能の強化

a 多様な分野のアイデア・技術等を農林水産・食品分野に導入し、イノベーションの創出に向けて、

基礎から実用化段階までの研究開発を切れ目なく推進します。

b 大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発までの取組を切れ目なく支援します。

c 日本版SBIR制度を活用し、農林水産・食品分野において、農業支援サービス事業体の創出やフードテック等の新たな技術の事業化を目指すスタートアップ・中小企業が行う研究開発・大規模技術実証等を切れ目なく支援します。

d 「「知」の集積と活用」の場「産学官連携協議会」において、ポスターセッション、セミナー、ワークショップ等を開催し、技術シーズ・ニーズに関する関係者間の情報交換やマッチングを促すとともに、研究成果の社会実装・事業化等を支援します。

e 研究機関、生産者、社会実装の担い手等が行うイノベーションの創出に向けて、研究成果の展示会、相談会等により、技術交流を推進します。

f コーディネーターを全国に配置し、技術開発ニーズ等の収集、研究シーズとのマッチング支援や商品化・事業化に向けた支援等を行い、研究の企画段階から産学官が密接に連携し、早期に成果を創出できるよう支援します。

(イ) 効果的・効率的な技術・知識の普及指導

国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を持つ普及指導員を設置し、普及指導員が試験研究機関や民間企業等と連携して直接農業者に接して行う技術・経営指導等を引き続き推進します。

また、効果的・効果的な普及指導活動の実施に向けて、普及指導員による新技術や新品種の導入等に係る地域の合意形成、新規就農者の支援、地球温暖化や自然災害への対応といった公的機関が担うべき分野についての取組を強化します。さらに、計画的に研修等を実施し、普及指導員の資質向上を推進します。

V 農村の振興に関する施策

1 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

(1) 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

ア 中山間地域等直接支払制度により生産条件の不利

を補正しつつ、中山間地農業ルネッサンス事業等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援します。

イ 米、野菜、果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営を推進するため、地域の取組を支援します。

ウ 地域のニーズに応じて、農業生産を支える水路、^{ほじょう}圃場等の総合的な基盤整備と生産・販売施設等との一体的な整備を推進します。

(2) 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保

ア 農村発イノベーションを始めとした地域資源の高付加価値化の推進

(ア) 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発や加工・販売施設等の整備を支援します。

(イ) 農林水産業・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した付加価値の創出に向け、農林漁業者等と異業種の事業者との連携による新技術等の研究開発成果の利用を促進するための導入実証や試作品の製造・評価等の取組を支援します。

(ウ) 農林漁業者と中小企業者が有機的に連携して行う新商品・新サービスの開発や販路開拓等に係る取組を支援します。

(エ) 活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組を始め、農山漁村の地域資源を最大限活用し、新たな事業や雇用を創出する取組である「農山漁村発イノベーション」の推進に向け、農山漁村で活動する起業者等が情報交換を通じてビジネスプランの磨き上げを行えるプラットフォームの運営といった多様な人材が農山漁村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境を整備し、現場の創意工夫を促します。また、現場発の新たな取組を抽出し、全国で応用できるよう積極的な情報提供を行います。

イ 農泊の推進

(ア) 農山漁村の所得の向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在

施設の整備等を一体的に支援します。

(イ) 地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上の上泊交流型観光を行うことができる「観光圏」の整備を促進します。

(ウ) 関係府省が連携し、子供の農山漁村での宿泊体験等を推進するとともに、農山漁村を都市部の住民との交流の場等として活用する取組を支援します。

ウ ジビエ利活用の拡大

(ア) ジビエ未利用地域への処理加工施設や移動式解体処理車を含む搬入機器等の整備等の支援、安定供給体制の構築に向けたジビエ事業者や関係者の連携強化、ジビエ利用に適した捕獲・搬入技術を習得した捕獲者や処理加工現場における人材の育成、ペットフード等の多様な用途での利用、ジビエの全国的な需要拡大のためのプロモーション等の取組を推進します。

(イ) 「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」の遵守による野生鳥獣肉の安全の確保、国産ジビエ認証制度等の普及や加工・流通・販売段階の衛生管理の高度化の取組を推進します。

エ 農福連携の推進

「農福連携等推進ビジョン」に基づき、農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する「ユニバーサル農園」の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材の育成等を支援します。また、障害者の農業分野での定着を支援する専門人材である「農福連携技術支援者」の育成研修を実施します。さらに、関係省庁や全国の地方公共団体・事業者と共に関連イベントを連携して行う「ノウフクウィーク」の取組を実施します。

オ 農村への農業関連産業の導入等

(ア) 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」(昭和46年法律第112号)及び「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成19年法律第40号)を活用した農村への産業の立地・導入を促進するため、これらの法律による基本計画等の策定や税制等の支援措置の

積極的な活用を推進します。

(イ) 農山漁村で活動する起業者等が情報交換を通じてビジネスプランを磨き上げることができるプラットフォームの運営を始め、多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備等により、現場の創意工夫を促進します。

(ウ) 地域が森林資源を活用した多様なコンテンツの複合化・上質化に向けて取り組めるよう、健康づくり、人材育成、生産性向上等に取り組もうとする企業等に対するニーズ調査やマッチング機会の創出を実施します。

(3) 地域経済循環の拡大

ア バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用

(ア) バイオマスを基軸とする新たな産業の振興

a バイオマス活用推進基本計画に基づき、素材、熱、電気、燃料等への変換技術を活用し、より経済的な価値の高い製品等を生み出す高度利用等の取組を推進します。また、関係府省の連携の下、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地域循環型の再生可能エネルギーの強化と環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築に向けた取組を支援します。

b バイオマスの効率的な利用システムの構築を進めるため、以下の取組を実施します。

(a) 「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)に基づく事業計画の認定を行い、支援措置を講じます。

(b) 家畜排せつ物等の地域に存在するバイオマスを活用し、エネルギーの地産地消を推進するため、バイオガスプラントの導入を支援します。

(c) バイオマスである下水汚泥資源等の利活用を図るため、エネルギー利用、りん回収・利用等を推進します。

(d) バイオマス由来の新素材開発を推進します。

(イ) 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

a 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平

成25年法律第81号)を積極的に活用し、農林地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組や農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の取組を促進します。

b 農山漁村における再生可能エネルギーの導入に向けて、現場のニーズに応じた専門家による相談対応、様々な課題解決に向けた取組事例について情報収集し、再エネ設備導入の普及を支援するほか、地域における営農型太陽光発電のモデル的取組や小水力等発電施設の調査設計、施設整備等の取組を支援します。

イ 農畜産物や加工品の地域内消費

施設給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制の構築やメニュー開発等の取組を支援するとともに、農産物直売所の運営体制強化のための検討会の開催や観光需要向けの商品開発、農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援します。

ウ 農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進

(ア) 農山漁村の豊富な資源をバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーとして活用し、農林漁業経営の改善や地域への利益還元を進め、農山漁村の活性化に資する取組を推進します。

(イ) 森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、行政、事業者、住民等の地域の関係者の連携の下、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」の構築・普及に向け、関係者による協議会の運営や小規模な技術開発に加え、先行事例の情報提供や多様な関係者の交流促進、計画作成支援等のためのプラットフォームの構築等を支援します。

(4) 多様な機能を有する都市農業の推進

都市住民の理解の促進を図りつつ、都市農業の振興に向けた取組を推進します。

また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)に基づく制度が現場で円滑かつ適切に活用されるよう、農地所有者と都市農業者、新規就農者等の多様な主体とのマッチング体制の構築を促進します。

さらに、計画的な都市農地の保全を図る生産緑地、田園住居地域等の積極的な活用を促進します。

2 中山間地域等を始めとする農村に人が住み続けるための条件整備

(1) 地域コミュニティ機能の維持や強化

ア 世代を超えた人々による地域のビジョンづくり

中山間地域等直接支払制度の活用により農用地や集落の将来像の明確化を支援するほか、農村が持つ豊かな自然や食を活用した地域の活動計画づくり等を支援します。

また、人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、農用地の保全等により荒廃防止を図りつつ、活性化の取組を推進します。

イ 「小さな拠点」の形成の推進

(ア) 生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」の形成に資する地域の活動計画づくりや実証活動を支援します。また、農産物販売施設、廃校施設といった特定の機能を果たすために生活インフラとして設置された施設を多様化するとともに、生活サービスが受けられる環境の整備を関係府省と連携して推進します。

(イ) 地域の実情を踏まえつつ、小学校区等の複数の集落が集まる地域において、生活サービス機能等を集約・確保し、周辺集落との間をネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成に向けた取組を推進します。

ウ 地域コミュニティ機能の形成のための場づくり

地域住民の身近な学習拠点である公民館等を活用して、特定非営利活動法人(NPO法人)や企業、農業協同組合等の多様な主体と連携した地域における人材の育成・活用や地域活性化を図るための取組を推進します。

(2) 多面的機能の発揮の促進

日本型直接支払制度(多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度)や森林・山村多面的機能発揮対策を推進します。

ア 多面的機能支払制度

(ア) 地域共同で行う、農業・農村の有する多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。

(イ) 広域化や土地改良区との連携による活動組織の体制強化と事務の簡素化・効率化を進めます。

イ 中山間地域等直接支払制度

(ア) 条件不利地域において、中山間地域等直接支払制度に基づく支援を実施します。

(イ) 棚田地域における振興活動や集落の地域運営機能の強化といった将来に向けた活動を支援します。

ウ 環境保全型農業直接支払制度

化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援します。

エ 森林・山村多面的機能発揮対策

地域住民等が集落周辺の里山林において行う、中山間地域における農地等の維持保全にも資する森林の保全管理活動等を推進します。

(3) 生活インフラ等の確保

ア 住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保

(ア) 住居等の生活環境の整備

a 住居・宅地等の整備

(a) 人口減少や高齢化が進行する農村において、農業・生活関連施設の再編・整備を推進します。

(b) 農山漁村における定住や都市と農山漁村の二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的な生活環境の整備を推進します。

(c) 優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進します。

(d) 地方定住促進に資する地域優良賃貸住宅の供給を促進します。

(e) 都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり、生活環境の改善を図る特定地区公園の整備を推進します。

b 污水处理施設の整備

(a) 地方創生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する「地域再生計画」に基づき、関係府省が連携して道路や污水处理施設の整備を効率的・効果的に推進します。

(b) 下水道、農業集落排水施設、浄化槽等について、未整備地域の整備とともに、より一層の効率的な污水处理施設の整備のために、社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの取組について、関係府省が密接に連携して支援します。

- (c) 下水道や農業集落排水施設においては、既存施設について、維持管理の効率化や長寿命化・老朽化対策を進めるため、地方公共団体による機能診断等の取組や更新整備等を支援します。
- (d) 農業集落排水施設と下水道との連携等による施設の再編、農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を更に推進します。
- (e) 農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生する汚泥と処理水の循環利用を推進します。
- (f) 下水道を含む污水处理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備までを総合的に支援する下水道広域化推進総合事業、従来の技術基準にとらわれず地域の実情に応じた低コスト・短期間で機動的な整備が可能な新たな整備手法の導入を図る「下水道クイックプロジェクト」等により、効率的な污水处理施設の整備を推進します。
- (g) 地方部において、より効率的な污水处理施設である浄化槽の整備を推進します。特に循環型社会・低炭素社会・自然共生社会の同時実現を図るとともに、環境配慮型の浄化槽の整備や公的施設に設置されている単独処理浄化槽の集中的な転換を推進します。
- (イ) 情報通信環境の整備

高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路や下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバやその収容空間を整備するとともに、施設管理に支障のない範囲で国の管理する河川・道路管理用光ファイバやその収容空間の開放を推進します。
- (ウ) 交通の整備
 - a 交通事故の防止や交通の円滑化を確保するため、歩道の整備や交差点の改良等を推進します。
 - b 生活の利便性向上や地域交流に必要な道路、都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路の整備を推進します。
 - c 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの強化を推進します。
 - d 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備といった快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。
 - e 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等のため、島しょ部等における港湾整備を推進します。
 - f 農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進します。
 - g 「道の駅」の整備により、休憩施設と地域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を支援します。
- (エ) 教育活動の充実

地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、地方公共団体における学校規模の適正化や小規模校の活性化等に関する更なる検討を促すとともに、各市町村における検討に資する「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の更なる周知、優れた先行事例の普及等による取組モデルの横展開といった活力ある学校づくりに向けたきめ細やかな取組を推進します。
- (オ) 医療・福祉等のサービスの充実
 - a 「第8次医療計画」に基づき、へき地診療所等による住民への医療提供を始め、農村やへき地等における医療の確保を推進します。
 - b 介護・福祉サービスについて、地域密着型サービス施設等の整備等を推進します。
- (カ) 安全な生活の確保
 - a 山腹崩壊、土石流等の山地災害を防止するための治山施設の整備、流木被害の軽減・防止を図るための流木捕捉式治山ダムの設置、農地等を飛砂害や風害、潮害から守るなど、重要な役割を果たす海岸防災林の整備等を通じて地域住民の生命・財産や生活環境の保全を図るとともに、流域治水の取組との連携を図ります。
 - b 治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携した、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策を一体的に実施します。
 - c 高齢者や障害者といった自力避難の困難な者が入居する要配慮者利用施設に隣接する山地災害危

険地区等において治山事業を計画的に実施します。

d 激甚な水害の発生や床上浸水の頻発により、国民生活に大きな支障が生じた地域等において、被害の防止・軽減を目的として、治水事業を実施します。

e 市町村役場、重要交通網、ライフライン施設等が存在する土砂災害の発生のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備や警戒避難体制の充実・強化といったハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。また、近年、死者を出すなどの甚大な土砂災害が発生した地域における再度災害の防止対策を推進します。

f 南海トラフ地震や首都直下地震等による被害の発生や拡大、経済活動への甚大な影響の発生等に備え、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼすほか、孤立集落発生^{えんてい}の要因となり得る土砂災害の発生のおそれのある箇所において、土砂災害防止施設の整備を戦略的に推進します。

g 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を促進し、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備や特定開発行為の制限を実施します。

h 農村地域における災害を防止するため、農業水利施設の改修等のハード対策に加え、防災情報に関係者が共有するシステムの整備、減災のための指針づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活の確保を図ります。

i 橋梁^{きょうりょう}の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進します。また、冬期の道路ネットワークを確保するため、道路の除雪や防雪、凍雪害防止を推進します。

イ 定住条件整備のための総合的な支援

(ア) 中山間地域や離島等の定住条件が不十分な地域の医療、交通、買い物等の生活サービスを強化するためのICT利活用を始め、定住条件の整備のための取組を支援します。

(イ) 中山間地域等において、農業生産基盤の総合的な整備と農村振興に資する施設の整備を一体的に

推進し、定住条件を整備します。

(ウ) 水路等への転落を防止する安全施設の整備を始め、農業水利施設の安全対策を推進します。

(4) 鳥獣被害対策等の推進

ア 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)に基づき、市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進します。

イ 関係府省庁が連携・協力し、個体数等の削減に向けて、被害防止対策を推進します。特にシカ・イノシシについては、令和10(2028)年度までに平成23(2011)年度比で生息頭数を半減させる目標の達成に向けて、関係府省庁等と連携しながら、捕獲の強化を推進します。

ウ 市町村が作成する被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払いや緩衝帯の整備を推進します。

エ 都道府県における広域捕獲等を推進します。

オ 鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進するとともに、地域における技術指導者の育成を図るための研修を実施します。

カ ICT等を活用した被害対策技術の開発・普及を推進します。

3 農村を支える新たな動きや活力の創出

(1) 地域を支える体制及び人材づくり

ア 地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり

(ア) 複数の集落機能を補完する「農村型地域運営組織(農村RMO)」の形成について、関係府省と連携し、県域レベルの伴走支援体制も構築しつつ、地域の取組を支援します。

(イ) 中山間地域等直接支払制度における集落戦略の推進や加算措置等により、集落協定の広域化や地域づくり団体の設立に資する取組等を支援します。

イ 地域内の人材の育成及び確保

(ア) 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いをくみ取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材(農村プロデューサー)を養成する取組を推進します。

(イ) 社会教育士について、社会教育人材として地域の人材や資源等をつなぐ専門性が適切に評価され、

行政やNPO法人等の各所で活躍するよう、制度の周知を図ります。

- (ウ) 人口急減に直面している地域において、人口急減地域特定地域づくり推進法の仕組みを活用し、地域内の様々な事業者をマルチワークにより支える人材の確保やその活躍を推進することを通じ、地域社会の維持や地域経済の活性化を図るため、モデルを示しつつ、制度の周知を図ります。

ウ 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

- (ア) 就職氷河期世代を含む多様な人材が農林水産業や農山漁村における様々な活動を通じて、農山漁村への理解を深めることにより、農山漁村に関心を持ち、多様な形で地域と関わる関係人口を創出する取組を支援します。
- (イ) 関係人口の創出・拡大等に取り組む市町村について、地方交付税措置を行います。
- (ウ) 子供の農山漁村での宿泊体験や農林漁業体験等を行うための受入環境の整備を行います。
- (エ) 居住・就農を含む就労・生活支援等の総合的な情報をワンストップで提供する相談窓口である「移住・交流情報ガーデン」の活用を推進します。

エ 多様な人材の活躍による地域課題の解決

「農泊」をビジネスとして実施する体制を整備するため、地域外の人材の活用に対して支援します。また、民間事業者と連携し、技術を有する企業や志ある若者等の斬新な発想を取り入れた取組、特色ある農業者や地域課題の把握、対策の検討等を支援する取組等を推進します。

(2) 農村の魅力の発信

ア 副業・兼業等の多様なライフスタイルの提示

農村で副業・兼業等の多様なライフスタイルを実現するための支援の在り方について検討します。また、地方での「お試し勤務」の受入れを通じて、都市部の企業等のサテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体を支援します。

イ 棚田地域の振興と魅力の発信

「棚田地域振興法」(令和元年法律第42号)に基づき、関係府省で連携して棚田の保全と棚田地域の振興を図る地域の取組を総合的に支援します。

ウ 様々な特色ある地域の魅力の発信

- (ア) 「子どもの水辺」再発見プロジェクト」の推進

や水辺の整備等により、河川における交流活動の活性化を支援します。

- (イ) 「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」に基づき、歴史的砂防施設やその周辺環境一帯において、環境整備を行うなどの取組を推進します。
- (ウ) 「エコツーリズム推進法」(平成19年法律第105号)に基づき、エコツーリズム推進全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及・啓発、広報活動等を総合的に実施します。
- (エ) エコツーリズム推進全体構想の作成、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成といった地域における活動の支援を行います。
- (オ) 農用地、水路等の適切な保全管理により、良好な景観形成と生態系保全を推進します。
- (カ) 河川において、湿地の保全・再生や礫河原の再生といった自然再生事業を推進します。
- (キ) 河川等に接続する水路との段差解消により水域の連続性の確保、生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりを推進します。
- (ク) 「景観法」(平成16年法律第110号)に基づく景観農業振興地域整備計画や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度の活用を通じ、特色ある地域の魅力の発信を推進します。
- (ケ) 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、農村に継承されてきた民俗文化財に関して、特に重要なものを重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理や伝承事業等を支援します。
- (コ) 保存や活用が特に必要とされる民俗文化財について登録有形民俗文化財や登録無形民俗文化財に登録するとともに、保存箱等の修理・新調や解説書等の冊子整備を支援します。
- (サ) 棚田や里山等の文化的景観や歴史的集落等の伝統的建造物群のうち、特に重要なものをそれぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定し、修理・防災等の保存や活用に対して支援します。
- (シ) 地域の歴史的的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、魅力向上に向けて必要な支援を行います。

(3) 多面的機能に関する国民の理解の促進等

地域の伝統的な農林水産業の継承、地域経済の活性化等につながる「世界農業遺産」、「日本農業遺産」の認知度向上、維持・保全や新規認定に向けた取組を推進します。また、歴史的・技術的・社会的価値を有する「世界かんがい施設遺産」の認知度向上や新規認定に向けた取組を推進します。さらに、農山漁村が潜在的に有する地域資源を引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定し、全国へ発信する「ディスカバー農山漁村の宝」を通じて、国民への理解の促進、普及等を図るとともに、農業の多面的機能の評価に関する調査、研究等を進めます。

4 農村振興施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

農村の実態や要望について、直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図る「農山漁村地域づくりホットライン」を運用し、都道府県や市町村、民間事業者等からの相談に対し、課題の解決を図る取組を推進します。また、中山間地域等において、地域の基幹産業である農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術の活用により、課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「「デジ活」中山間地域」として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を後押しします。

VI 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策

1 東日本大震災からの復旧・復興

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」等に沿って、以下の取組を推進します。

(1) 地震・津波災害からの復旧・復興

ア 農地等の生産基盤の復旧・整備

被災した農地、農業用施設等の着実な復旧を推進します。

イ 経営の継続・再建

東日本大震災により被災した農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

ウ 農山漁村対策

(ア) 福島県を始め、東北の復興を実現するため、労働力不足や環境負荷低減等の課題解決に向け、スマート農業技術を活用した超省力生産システムの確立、再生可能エネルギーを活用した地産地消型エネルギーシステムの構築、農林水産資源を用いた新素材・製品の産業化に向けた技術開発等を進め、若者から高齢者まで誰もが取り組みやすい超省力・高付加価値で持続可能な先進農業の実現に向けた取組を推進します。

(イ) 福島イノベーション・コースト構想に基づき、ICT等を活用して農林水産分野の先端技術の開発を行うとともに、状況の変化等に起因して新たに現場が直面している課題の解消に資する現地実証や社会実装に向けた取組を推進します。

(2) 原子力災害からの復旧・復興

ア 食品中の放射性物質の検査体制及び食品の出荷制限

(ア) 食品中の放射性物質の基準値を踏まえ、検査結果に基づき、都道府県に対して食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除を行います。

(イ) 都道府県等に食品中の放射性物質の検査を要請します。また、都道府県の検査計画策定の支援、都道府県等からの依頼に応じた民間検査機関での検査の実施、検査機器の貸与・導入等を行います。さらに、都道府県等が行った検査の結果を集約し、公表します。

(ウ) 独立行政法人国民生活センターと共同して、希望する地方公共団体に放射性物質検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援します。

イ 稲の作付再開に向けた支援

令和6(2024)年産稲の農地保全・試験栽培区域における稲の試験栽培、作付再開準備区域における実証栽培等の取組を支援します。

ウ 放射性物質の吸収抑制対策

放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援します。

エ 農業系副産物の循環利用体制の再生・確立

放射性物質の影響から、利用可能であるにもかかわらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援します。

オ 避難区域等の営農再開支援

(ア) 避難区域等において、除染完了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付・飼養実証、避難先からすぐに帰還できない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稲の作付再開、新たな農業への転換や農業用機械・施設、家畜等の導入を支援します。

(イ) 福島相双復興官民合同チームの営農再開グループが農業者を個別に訪問し、要望調査や支援策の説明を行います。

(ウ) 原子力被災12市町村に対し、福島県や農業協同組合と連携して人的支援を行い、営農再開を加速化します。

(エ) 原子力被災12市町村において、営農再開の加速化に向けて、「福島復興再生特別措置法」(平成24年法律第25号)による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援します。

カ 農産物等輸出回復

東電福島第一原発事故を受け、未だ日本産食品に対する輸入規制が行われている国・地域に対し、関係省庁が協力し、あらゆる機会を捉えて輸入規制の早期撤廃に向けた働き掛けを実施します。

キ 福島県産農産物等の風評の払拭

福島県の農業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援します。

ク 農産物等の消費拡大の推進

被災地や周辺地域で生産された農林水産物、それらを活用した食品の消費拡大を促すため、生産者や被災地の復興を応援する取組を情報発信するとともに、被災地産食品の販売促進を始め、官民の連携による取組を推進します。

ケ 農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査

今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握します。

コ 放射性物質対策技術の開発

被災地の営農再開のため、農地の省力的管理や生産力回復を図る技術開発を行います。また、農地の放射性セシウムの移行低減技術を開発し、農作物の

安全性を確保する技術開発を行います。

サ ため池等の放射性物質のモニタリング調査、ため池等の放射性物質対策

放射性物質のモニタリング調査等を行います。また、市町村等がため池の放射性物質対策を効果的・効率的に実施できるよう技術的助言等を行います。

シ 東電福島第一原発事故で被害を受けた農林漁業者への賠償等

東電福島第一原発事故により農林漁業者等が受けた被害については、東京電力ホールディングス株式会社から適切かつ速やかな賠償が行われるよう、関係省庁、関係都道府県、関係団体、東京電力ホールディングス株式会社等との連絡を密にし、必要な情報提供や働き掛けを実施します。

ス 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション

関係府省、各地方公共団体、消費者団体等が連携した意見交換会等のリスクコミュニケーションの取組を促進します。

セ 福島再生加速化交付金

(ア) 農地・農業用施設の整備、農業水利施設の保全管理、ため池の放射性物質対策等を支援します。

(イ) 生産施設等の整備を支援します。

(ウ) 地域の実情に応じ、農地の畦畔除去による区画拡大、暗渠排水整備等の簡易な基盤整備を支援します。

(エ) 被災市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与すること等により、被災農業者の農業経営の再開を支援します。

(オ) 木質バイオマス関連施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

2 大規模自然災害への備え

(1) 災害に備える農業経営の取組の全国展開等

ア 自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大、農業版BCPの普及といった災害に備える農業経営に向けた取組を引き続き全国展開します。

イ 地域において、農業共済組合や農業協同組合等の関係団体等による推進体制を構築し、作物ごとの災害対策に係る農業者向けの研修やリスクマネジメントの取組事例の普及、農業高校、農業大学校等にお

ける就農前の啓発の取組等を引き続き推進します。

ウ 卸売市場における防災・減災のための施設整備等を推進します。

(2) 異常気象等のリスクを軽減する技術の確立・普及
地球温暖化に対応する品種・技術を活用し、「強み」

のある産地形成に向け、生産者・実需者等が一体となって先進的・モデル的な実証や事業者のマッチング等に取り組む産地を支援します。

(3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

ア 基幹的な農業水利施設の改修等のハード対策と機能診断等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施します。

イ ため池管理保全法に基づき、ため池の決壊による周辺地域への被害の防止に必要な措置を進めます。

ウ ため池工事特措法に基づき都道府県が策定した推進計画に則し、優先度の高いものから防災工事等に取り組むとともに、ハザードマップの作成、監視・管理体制の強化等を行うなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、ため池の防災・減災対策を推進します。

エ 大雨により水害が予測される際には、①事前に農業用ダムの水位を下げて雨水を貯留する「事前放流」、②水田に雨水を一時的に貯留する「田んぼダム」、③ため池への雨水の一時的な貯留、④農作物への被害のみならず、市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水施設の整備といった流域治水の取組を通じた防災・減災対策の強化に取り組みます。

オ 土地改良事業の実施に当たっての排水の計画基準に基づき、農業水利施設等の排水対策を推進します。

カ 津波、高潮、波浪のほか、海水や地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施します。

(4) 初動対応を始めとした災害対応体制の強化

ア 地方農政局等と農林水産省本省との連携体制の構築を促進するとともに、地方農政局等の体制を強化します。

イ 国からの派遣人員(MAFF-SAT)の充実を始め、国の応援体制の充実を図ります。

ウ 被災者支援のフォローアップの充実を図ります。

(5) 不測時における食料安定供給のための備えの強化

ア 食品産業事業者によるBCPの策定や事業者、地方公共団体等の連携・協力体制を構築します。また、卸

売市場における防災・減災のための施設整備等を促進します。

イ 米の備蓄運営について、米の供給が不足する事態に備え、100万t程度(令和6(2024)年6月末時点)の備蓄保有を行います。

ウ 輸入依存度の高い小麦について、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成します。

エ 輸入依存度の高い飼料穀物について、不測の事態における海外からの一時的な輸入の停滞、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激な逼迫等に備え、配合飼料メーカー等がBCPに基づいて実施する飼料穀物の備蓄の取組に対して支援します。

オ 食品の家庭備蓄の定着に向けて、企業、地方公共団体や教育機関等と連携しつつ、ローリングストック等による日頃からの家庭備蓄の重要性、乳幼児、高齢者、食物アレルギー等を有する人への配慮の必要性に関する普及啓発を行います。

3 大規模自然災害からの復旧

(1) 被災した地方公共団体等へMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援します。

(2) 地震、豪雨等の自然災害により被災した農業者の早期の営農・経営再開を図るため、図面の簡素化を始め、災害査定効率化を進めるとともに、査定前着工制度の活用を促進し、被災した農林漁業関係施設等の早期復旧を支援します。

VII 団体に関する施策

ア 農業協同組合系統組織

農業協同組合法及びその関連通知に基づき、農業者の所得向上に向けた自己改革を実践していくサイクルの構築を促進します。

また、「農水産業協同組合貯金保険法」(昭和48年法律第53号)に基づき、金融システムの安定に係る国際的な基準への対応を促進します。

イ 農業委員会系統組織

農地利用の最適化活動を行う農業委員・農地利用最適化推進委員の具体的な目標の設定、最適化活動の記録・評価等の取組を推進します。

ウ 農業共済団体

農業保険について、行政機関、農業協同組合等の関係団体、農外の専門家等と連携した推進体制を構築します。また、農業保険を普及する職員の能力強化、全国における1県1組合化の実現、農業被害の防止に係る情報・サービスの農業者への提供や広域被害等の発生時における円滑な保険事務等の実施体制の構築を推進します。

エ 土地改良区

土地改良区の運営基盤の強化を図るため、広域的な合併や土地改良区連合の設立に対する支援、安定的な経営を実現するための貸借対照表の活用等を推進します。施策の推進に当たっては、国、都道府県、土地改良事業団体連合会等で構成される協議会により、土地改良区が直面する課題や組織・運営体制の差異に応じたきめ細かな対応策を検討・実施します。

VIII 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策

食と環境を支える農業・農村への国民の理解の醸成を図るため、消費者・食品関連事業者・生産者団体を含めた官民協働による、食と農のつながりの深化に着目した国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」を展開し、農林漁業者による地域の様々な取組や地域の食と農業の魅力の発信を行うとともに、地域の農業・農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベント等を実施します。

IX 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 国民視点や地域の実態に即した施策の展開

- (1) 幅広い国民の参画を得て施策を推進するため、国民との意見交換等を実施します。
- (2) 農林水産省Webサイト等の媒体による意見募集を実施します。
- (3) 農林水産省本省の意図・考え方等を地方機関に浸透させるとともに、地方機関が把握している現場の状況を適時に本省に吸い上げ施策立案等に反映させるため、必要に応じて地方農政局長等会議を開催しま

す。

2 EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進

- (1) 施策の企画・立案に当たっては、達成すべき政策目的を明らかにした上で、合理的根拠に基づく施策の立案(EBPM)を推進します。
- (2) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、主要な施策について達成すべき目標を設定し、定期的の実績を測定すること等により評価を行い、結果を施策の改善等に反映します。また、行政事業レビューの取組により、事業等について実態把握・点検を実施し、結果を予算要求等に反映します。さらに、政策評価書やレビューシート等については、農林水産省Webサイト等で公表します。
- (3) 施策の企画・立案段階から決定に至るまでの検討過程において、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにします。
- (4) 農政の推進に不可欠な情報インフラを整備し、的確に統計データを提供します。

ア 農林水産施策の企画・立案に必要な統計調査を実施します。

イ 統計調査の基礎となる筆ポリゴンを活用し各種農林水産統計調査を効率的に実施するとともに、オープンデータとして提供している筆ポリゴンについて、利用者の利便性向上に向けた取組を実施します。

ウ 地域施策の検討等に資するため、「市町村別農業産出額(推計)」を公表します。

エ 専門調査員の活用等により、調査の外部化を推進し、質の高い信頼性のある統計データの提供体制を確保します。

3 効果的かつ効率的な施策の推進体制

- (1) 地方農政局等の地域拠点を通じて、地方公共団体や関係団体等と連携強化を図り、各地域の課題やニーズを捉えた的確な農林水産施策の推進を実施します。
- (2) SNS等のデジタル媒体を始めとする複数の広報媒体を効果的に組み合わせた広報活動を推進します。

4 行政のデジタルトランスフォーメーションの推進

以下の取組を通じて、農業政策や行政手続等の事務についてもデジタルトランスフォーメーション(DX)

を推進します。

- (1) eMAFFの構築と併せた法令に基づく手続や補助金・交付金の手続における添付書類の削減、デジタル技術の活用を前提とした業務の抜本見直し等を促進します。
- (2) データサイエンスを推進するため、データ活用人材の養成・確保や職員の能力向上を図るとともに、得られたデータを活用したEBPMや政策評価を積極的に実施します。

5 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進

食料自給率の向上に向けた取組を始め、政府一体となって実効性のある施策を推進します。

6 SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開

みどり戦略の実現に向け、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料や化学農薬の使用低減等に係る計画の認定を受けた事業者に対し、税制特例や融資制度等の支援措置を講じます。また、みどり戦略の実現に資する研究開発、必要な施設の整備といった環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

7 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表を踏まえ、新たな食料・農業・農村政策を着実に実行するための予算に重点化を行い、財政措置を効率的に運用します。